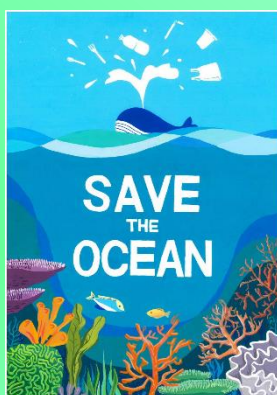


令和6年度(2024 年度)版

環境報告書

「第3次西宮市環境基本計画」令和5年度(2023 年度)実績



西宮市

Annual Report on the Environment in
Nishinomiya 2023

環境学習都市宣言

いま、地球は危機に瀕しています。これまでの社会経済活動や私たち人間の暮らしが、地球温暖化や砂漠化などの問題を引き起こし、自らの生存基盤でもある環境を脅かしています。

西宮市では、市民が主体となって、六甲山系の緑の山並み、武庫川・夙川などの美しい河川、大阪湾に残された貴重な甲子園浜・香櫨園浜をはじめとした豊かな自然を守るとともに、公害問題にも取り組むなど、良好な環境をもつ都市を目指してきました。また、阪神・淡路大震災の体験を通じて、自然の力の大きさとその中で生かされている私たちの存在を改めて学びました。

西宮の環境を、そして地球の未来を次世代に持続可能な状態で引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが社会のありかたや暮らしを見直さなければなりません。

環境学習とは、私たちの暮らしが自然にどう支えられ、自然をどう利用してきたかを考え、環境に対する理解を深め、自然・歴史や文化・産業・伝統といった地域資源を活用しながら、地域や地球環境との望ましい関係を築いていくために学びあうことです。

私たちは、世代を超えて、家庭・地域・学校・職場などの様々な場所で、市民・事業者・行政の協働によって、人と人との新しい交流を生み出し、環境学習活動を支えるしくみをつくっていきます。

西宮に住み、学び、働くすべての人々が、文教住宅都市宣言（1963 年）、平和非核都市宣言（1983 年）の精神とあゆみを再認識し、環境学習を軸とした 21 世紀の持続可能なまちづくりを進めることをここに宣言します。

行動憲章

私たち西宮市民は、参画と協働の環境学習を通じて、21 世紀の世界に誇ることのできる持続可能な都市を実現します。

1. 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。
2. 私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPO などとのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。
3. 私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にした循環型都市を築きます。
4. 私たちは、健康で文化的なくらしの中で、人と自然、人と人々が共生する、公正で平和な社会を実現します。
5. 私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。

平成 15 年 12 月 14 日

兵庫県 西宮市

目次

1.計画の基本的事項	P4
2.環境目標1 低炭素	P9
3.環境目標2 資源循環	P18
4.環境目標3 生物多様性	P25
5.環境目標4 安全・快適	P33
6.行動目標1 学びあい	P42
7.行動目標2 参画・協働	P46
8.行動目標3 国際交流・貢献	P48
9.参考資料	P50
10.施策体系に基づく事業一覧	P51

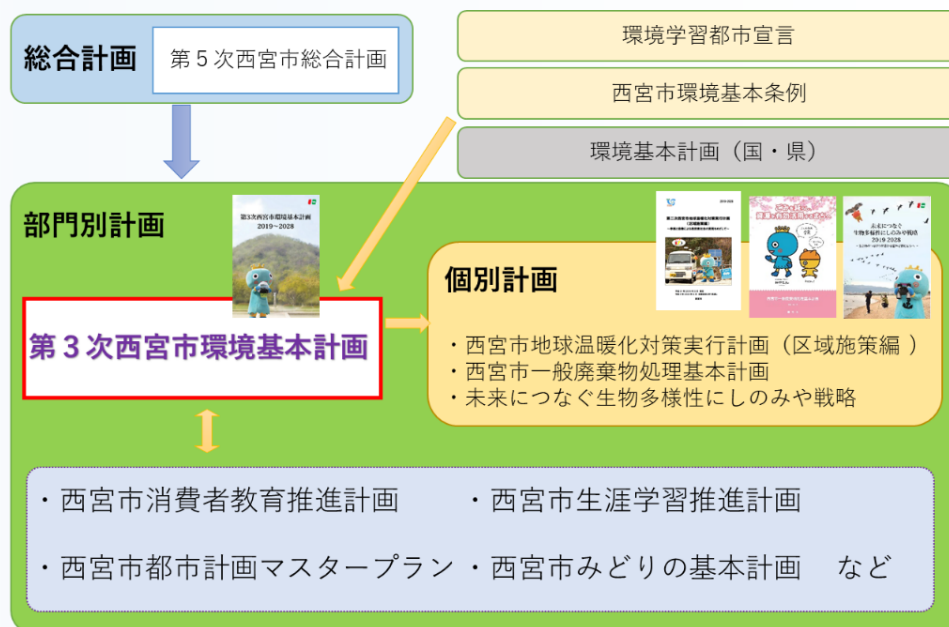
計画の基本的事項

◆これまでの経緯（「第3次西宮市環境基本計画」が策定されるまで）

平成6年度（1994年度）、「西宮市環境計画」を策定し、平成7年度（1995年度）から平成16年度（2004年度）までの10年間を計画期間として、本市の豊かな自然環境や恵まれた文化的環境などの西宮の地域特性を生かした環境づくりを進めてきました。その後、平成15年（2003年）に環境学習を通じた次世代を育むまちづくりを推進するため、新たな都市宣言として「環境学習都市宣言」を行いました。この宣言の内容を具体的に実現するための計画として、平成16年度（2004年度）「新環境計画」を策定し、平成31年（2019年）に「第3次西宮市環境基本計画」が策定されるまでの約15年間までの計画として、取り組んできました。そして、令和元年度（2019年度）から「新環境計画」で示された環境学習都市宣言の考え方を引き継ぎ、発展させるため「第3次西宮市環境基本計画」を策定しました。

◆「第3次西宮市環境基本計画」の位置づけ

「第3次西宮市環境基本計画」は、西宮市環境基本条例第7条第1項の規定に基づき、環境施策を推進するための基本的な指針となる計画として、平成31年（2019年）3月に策定したものです。本計画には、下位計画として、各環境分野を対象に、具体的な施策・行動計画を示した個別計画を策定しています。



◆計画期間

令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間

◆望ましい環境像

環境学習都市宣言の趣旨等を踏まえ設定された前計画の基本的な考え方を引き継ぎ、望ましい環境像を以下のように定めています。

『人を育み、人が育む 環境学習都市・にしのみや』
～共生と循環のところで次代につなぐ 山のみどりとあおい海～

◆まちづくりの目標

学びあい 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。

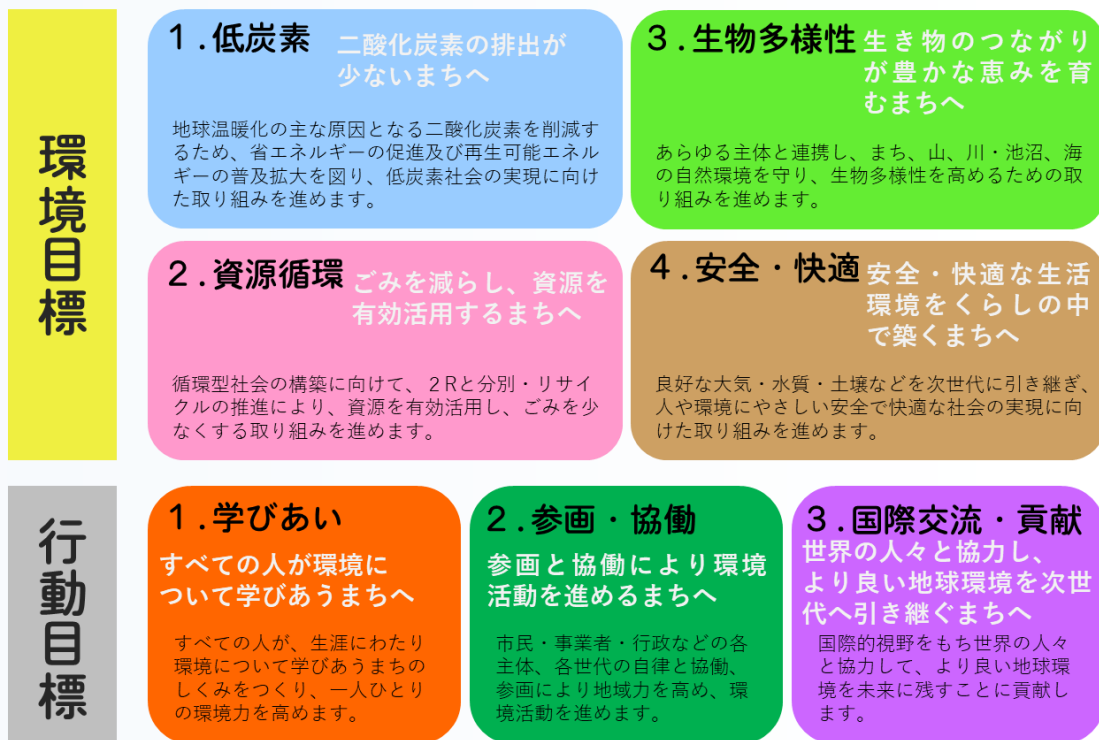
参画・協働 私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPO などとのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。

循環 私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にした循環型都市を築きます。

共生 私たちは、健康で文化的なくらしの中で、人と自然、人と人との共生する、公正で平和な社会を実現します。

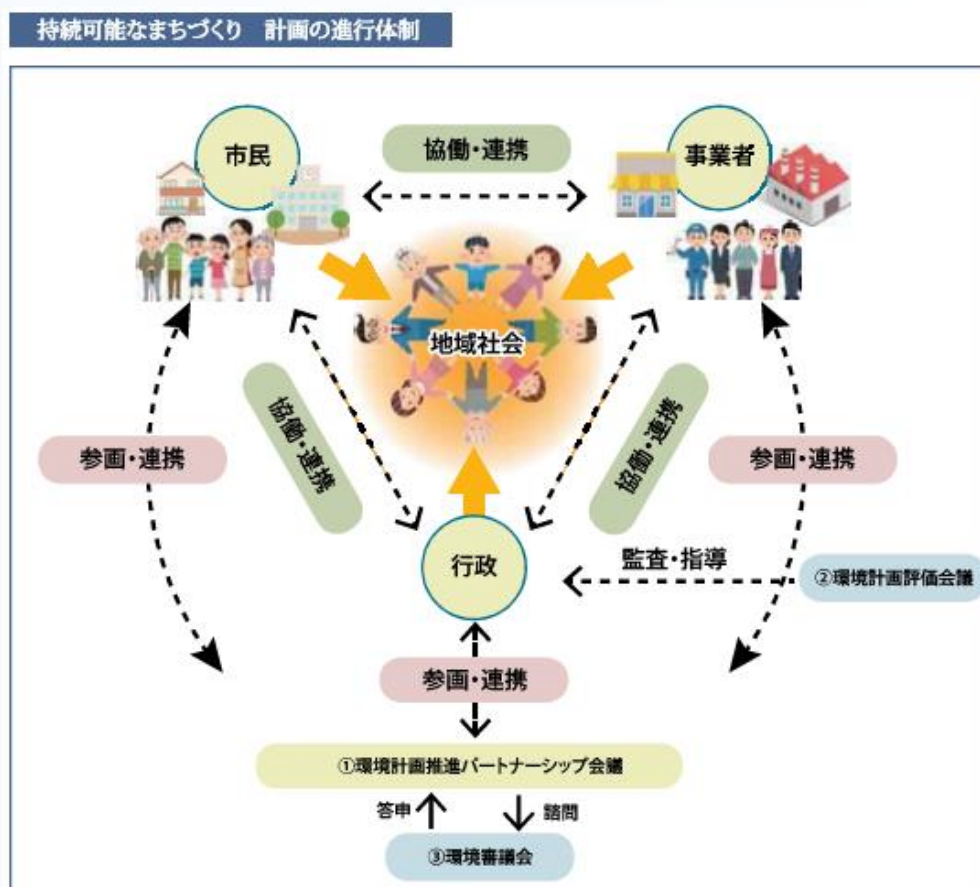
ネットワーク 私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。

◆環境目標と行動目標



◆計画の推進体制及び進行管理

計画の推進・進行管理については、年度ごとに、環境計画評価会議※1において、市の環境施策の外部監査を行うとともに、施策の取組実績と目標の達成状況を取りまとめ、環境審議会に報告します。また、審議会での審議や評価を公表するとともに、市民・事業者等で構成された環境計画推進パートナーシップ会議において、次年度以降の施策に反映し、更なる取組を行います。※1 令和5年度（2023年度）は、中止となりました。



会議名	役割	PDCAサイクルにおける位置づけ
環境計画推進パートナーシップ会議	市民・事業者・専門家・行政で構成。継続的な改善に向け、環境計画を推進する組織。	Plan（計画） Do（実行） Action（見直し）
環境計画評価会議	市の環境施策について、環境計画の進捗状況を監査し、改善・指導を行う外部監査の役割を担う。	Check（点検）
環境審議会	環境計画の策定、保護地区等の指定・解除並びに環境施策の推進について審議する役割を担う。	Check（点検）

◆SDGs（持続可能な開発目標）とは

気候変動や生物多様性の損失、貧困や格差、紛争や人権侵害など、世界には様々な課題があり、それらを解決し、より良い未来を目指すために世界が合意した目標のことです。SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として、平成27年（2015年）9月に国連で採択されました。貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、言論の自由やジェンダーなど、社会のすみずみまで手を差し伸べる考え方を示しています。また、行政・地域・大学・NGO・市民等のあらゆる主体が参画することで、目標の達成を目指す考え方も含まれています。これは、環境学習都市として西宮市が掲げる持続可能なまちづくりの考え方、すなわち、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、経済の発展と公正で平和な社会の構築を目指す考え方につながるものとなっています。



国連持続可能な開発目標（SDGs）			
1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	7 持続可能なエネルギー	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：環境省-すべての企業が持続的に発展するために
-持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイド【第2版】-

◆SDGsの17のゴールと第3次西宮市環境基本計画との関係

第5次西宮市総合計画に関連付けられているSDGsの17のゴールのうち、第3次西宮市環境基本計画に関連する主なゴールは次のとおりです。



◆施策体系

環境目標		施策	
1	低炭素	1	省エネルギーの推進・普及啓発
		2	再生可能エネルギーの導入・普及啓発
		3	地域環境の整備
		4	資源循環型社会の形成
		5	気候変動に対する適応策
2	資源循環	1	ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用
		2	環境にやさしいごみの適正処理の推進
3	生物多様性	1	多様な生き物の保全及びその生息・生育環境(生態系)の再生と創造
		2	まちの緑を育む
4	安全・快適	1	良好な大気・水質・土壌などの次世代への継承
		2	人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進
		3	身近な自然、歴史や文化の次世代への継承
		4	自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進

行動目標		施策	
1	学びあい	1	学びあうまちのしくみづくり
		2	環境学習都市を支える人材の育成
		3	環境学習を推進する場の充実
		4	環境に関する情報収集と公開
2	参画・協働	1	各主体の特性に応じた自律した活動を推進
		2	各主体・各世代の参画と協働の推進
3	国際交流・貢献	1	世界の国々との環境を通じた協力や交流の推進
		2	世界の人々への環境情報の発信

環境目標1 低炭素

目標

地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素を削減するため、省エネルギーの促進及び再生可能エネルギー普及拡大を図り、低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めます。

数値目標及び進捗状況

●令和3年度（2021年度）の二酸化炭素排出量は、基準年度である平成25年度（2013年度）と比べ、29.7%減少（目標は令和10年度（2028年度）に46.0%削減）

	平成25年度 2013年度 (基準年度)	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度 ※1	令和10年度 2028年度 (計画目標)
二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	1,912,988	1,414,821	1,345,132	1,033,013
		△26.0%	△29.7%	△46.0%
電力排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.522	0.362	0.299	—

※1 温室効果ガス排出量の算定は各種統計データの集計・公表が2年遅れとなるため、令和3年度（2021年度）が最新値となります。

なお、参考目標として、国の計画期間に合わせた目標期間によると、令和12年度（2030年度）の二酸化炭素排出量を平成25年度（2013年度）比で48.0%以上削減します。また、長期的な目標として、「2050年ゼロカーボンシティにのみや」を掲げ、令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指します。

二酸化炭素排出量＝活動量×温室効果ガス排出係数※2

※2 温室効果ガス排出係数とは、活動量当たりの温室効果ガスの排出量をいう。例えば、自動車でガソリンが1ℓ使われた場合、CO₂が2.32kg-CO₂排出されることになる。活動量の推計方法はP50参考資料を参照。

現状

平成27年（2015年）に開催されたCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、地球温暖化対策の世界的な枠組みとして、全世界が産業革命以前に比べ、世界の気温の上昇を2℃以内にとどめ、できる限り1.5℃以内に抑えるという目標を掲げた「パリ協定」が採択され、平成28年（2016年）11月に発効しました。

令和元年（2019年）に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告においては、1.5℃以内に抑えるためには、「令和32年（2050年）までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。このため、国においては、令和2年（2020年）10月に、令和32年（2050年）までにCO₂の実質排出量をゼロ（カーボンニ

ュートラル) にするとの政策目標を表明し、「脱炭素社会」の実現が明確な目標として示されました。本市においても、令和3年度(2021年度)の施政方針において、市長が「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しており、地球温暖化の防止に向け、これまで以上に省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーの普及と利用拡大を図っていく必要があります。

本市における令和3年度(2021年度)における本市の二酸化炭素排出量は、134.5万t-CO₂となり、基準年度である平成25年度(2013年度)と比較して29.7%減少しています。

本市における二酸化炭素の排出特性は、国や兵庫県と比較して、産業部門の割合が少なく、家庭部門が多くを占める住宅都市としての特徴があります。

二酸化炭素排出量を部門別にみると、産業部門では、製造品出荷額の減少等により製造業が基準年度比で22.1%減少しています。また、業務その他部門では、基準年度比で38.2%の減少となっており、家庭部門においても、電化製品の省エネ性能の向上等により、基準年度比で40.8%の減少となっています。運輸部門では、排出量の大部分を占める自動車部門について、燃費の改善等により、基準年度比で12.9%の減少となっています。

一方、一般廃棄物部門は基準年度比で17.5%増加しています。これは、一般廃棄物の焼却量は減少傾向にあるものの、プラスチック類(ビニールなど)の含有率が増加していることが影響していると考えられます。

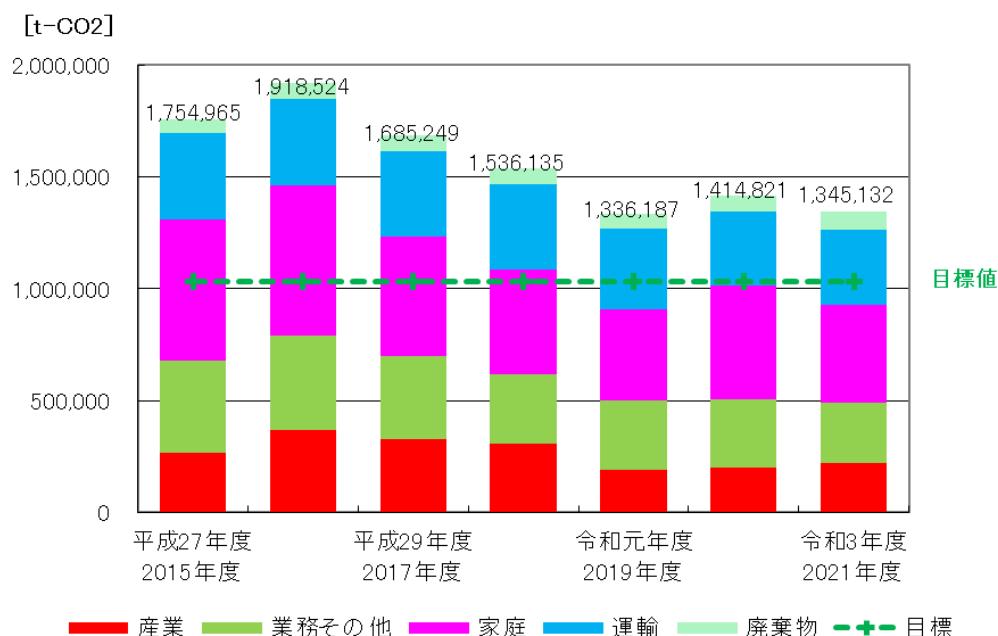


図 1-1 市域の部門別の二酸化炭素排出量の推移

取り組み

1. 地球温暖化対策に関する全体的な取り組み

◆「2050 年ゼロカーボンシティ」

地球温暖化対策の推進に関する法律で、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされており、近年、脱炭素社会に向けて、2050 年に二酸化炭素の実質排出量ゼロに取り組むことを表明する地方公共団体、いわゆる「ゼロカーボンシティ」が増えています。本市においても、令和 2 年度に市長が「2050 年ゼロカーボンシティ」を表明し、地球温暖化対策に向けた取り組みを進めていくこととしています。

◆第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標の設定

市域の温室効果ガス削減に取り組み、地球温暖化対策を進めるため、平成 31 年(2019 年) 3 月に第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。しかし、平成 28 年（2016 年）4 月から始まった電力小売自由化により、市域における電力使用量の把握が困難になったため、温室効果ガス排出量の算出に影響が出ていました。このことから、令和元年度（2019 年度）から令和 2 年度（2020 年度）にかけて、市域の電力使用量を推計するために、市民を対象にした「省エネ行動モニター事業」を実施し、令和 4 年（2022 年）2 月に省エネ行動によるエネルギー削減効果や社会情勢等を踏まえた二酸化炭素排出量削減目標を定めました。

また、長期目標として、市民・事業者・行政の参画と協働により、令和 32 年（2050 年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しています。

◆第 4 次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

市民・事業者の省エネ行動等に先んじて、市自らが率先して行動していくために、平成 26 年（2014 年）10 月に西宮市役所 E C O プラン-第三次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）-を策定し、市が行う事務事業について、温室効果ガス排出量を削減する取り組みを進めていました。この計画では、平成 25 年度（2013 年度）を基準年度として、平成 26 年度（2014 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までの 8 ヶ年で温室効果ガス排出量を 8.0% 以上削減することを目標としていました。なお、目標数値は年 1%以上のエネルギー消費量の削減を主眼としており、電力の排出係数を固定して設定しています。

令和 5 年（2023 年）3 月には、第 4 次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しました。これまで以上に、市役所自らの事務事業の実施に伴う温室効果ガス排出量の削減等を率先して行うことにより、2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けて、本市市域における地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。この計画では、令和 10 年度（2028 年度）の温室効果ガス排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 65%以上削減す

ることを目標としています。令和4年度（2022年度）は基準年度比33.8%の削減となっています。なお、この計画では目標の設定や今後の排出量の算定において、電力の排出係数の変動を加味することとします。^{※3}

※3 電力の排出係数 電力事業者が一定の電力を発電するためにどれだけ二酸化炭素を排出したかを表す指標

	平成25年度 2013年度 (基準年度)	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和10年度 2028年度 (計画目標)
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	54,990	41,193	36,413	19,246
		△25.1%	△33.8%	△65.0%

表 1-1 市役所の事務事業に係る温室効果ガス排出量

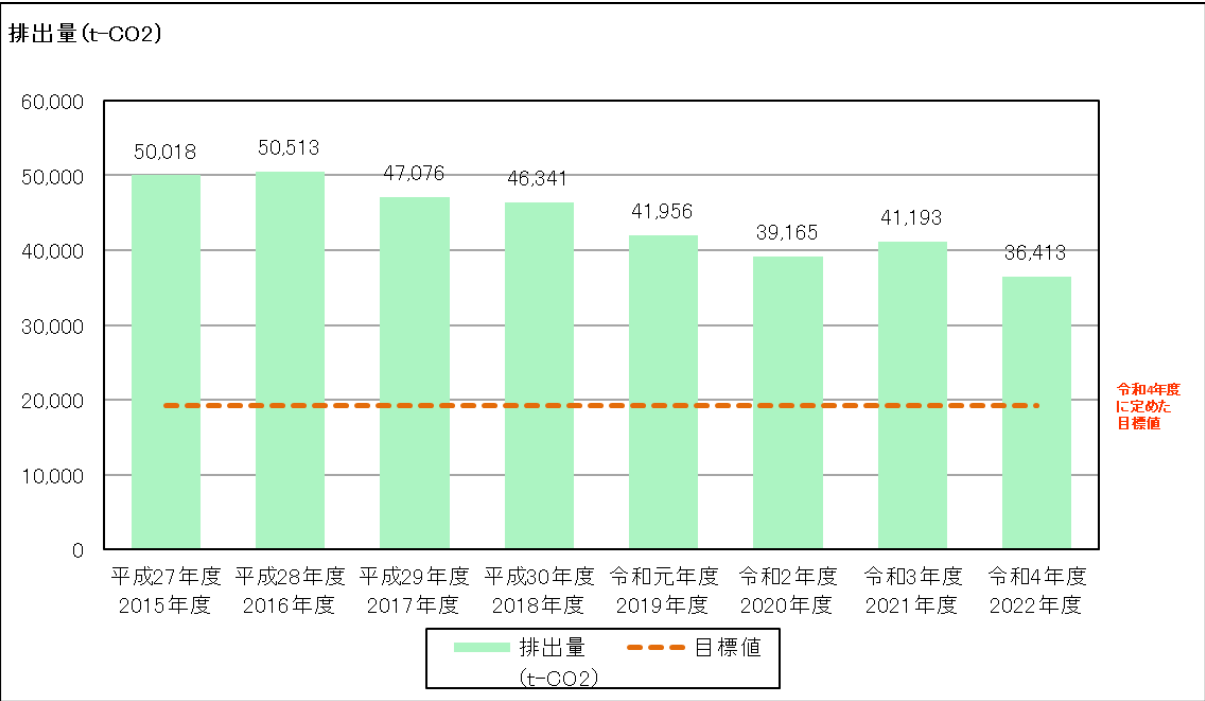


図 1-2 市役所の事務事業に係る温室効果ガス排出量の推移

◆ COOL CHOICE（クールチョイス）の推進

COOL CHOICE（クールチョイス）とは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の削減のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する「賢い選択」を促す、国を挙げての国民運動です。本市においてもこの取り組みに賛同し、自ら取り組むとともに、市政ニュースやホームページなどで市民や事業者に周知しています。

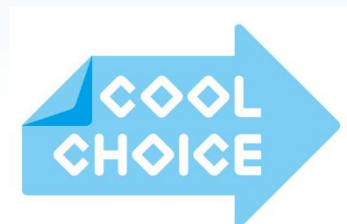


図 1-3 クールチョイスロゴ

2. 省エネルギーの推進・普及啓発

◆市役所における省エネ行動の推進

- ・省エネの取り組みとして、「クールビズ」の期間を廃止し、通年でエコスタイルキャンペーンを実施しています。市が率先して軽装を実施することにより、来庁する市民や事業者にも地球温暖化防止及び省エネルギー対策への意識啓発とすることも目的としています。

- ・「西宮市環境マネジメントシステム」を運用し、環境に関する方針や目標を設定し、空調温度の適正化といった省エネなどのエコオフィス化に取り組んでいます。また、購入の必要性を十分に考え、環境に配慮した物品を優先的に購入する「グリーン購入」については、「西宮市グリーン購入推進ガイドライン」を策定し、市自らが率先して実施しています。

◆省エネ機器・改修の導入支援

- ・競争入札参加資格審査格付け基準でエコアクション 21 の認証取得事業者に対して加点項目を設け、事業所による環境配慮の取り組みを促進しています。
- ・固定資産税において、省エネ改修を行った住宅に対する減額措置や、一定の要件を備えた再生可能エネルギー発電設備に対する軽減措置を設けています。

◆省エネ行動につなげる環境学習の推進

- ・本市における温室効果ガスの排出特性は、国や兵庫県に比べ、家庭部門が占める割合が高くなっています。このため、ライフスタイルの転換など家庭でのエネルギー消費量を削減する取り組みが重要です。地球温暖化への関心を持ってもらうため、事業者等と連携した体験型環境学習の実施、出前講座などを実施しています。大阪ガスとの共催のエコクッキングでは、調理実習を通してごみの減量や調理過程における効率的エネルギーの使い方について学ぶ機会を提供し、小学生とその親子 30 名が参加しました。山村硝子との共



図 1-4 エコクッキング
(令和 5 年度実施の様子)

催のイベントでは、ジェルキャンドル工作体験や見学会を行いました。また、令和5年度（2023年度）は、環境学習都市20周年記念として、「西宮市省エネ家電購入応援キャンペーン」を実施し、合計2,876件の応募がありました。

- ・8月には中央図書館において、「みんなでエコライフをはじめよう！～未来の地球のために～」をテーマとした環境ブックフェアを開催し、環境問題に関するパネル展示や書籍紹介を行いました。

- ・食料が生産地から輸送される距離に輸送量をかけたものを「フードマイレージ」といいます。フードマイレージが高いほど、それに係る輸送や保存等に多くのエネルギーを消費しているということになります。地産地消の取り組みは、食料の消費に係る環境負荷を低減することにつながります。このため、本市では、市内の農家による農産物の即売会や食育の出前講座、学校給食に市内産の野菜を使うなど、地産地消の取り組みを進めています。



図 1-5 緑のカーテン

- ・誰でも身近で簡単に取り組むことができる、省エネなどエコな活動として「緑のカーテン」づくりの普及・啓発を行っています。令和5年度（2023年度）は、学校園などの公共施設へのカーテン用植物苗の配付による普及・啓発を行いました。また、緑のカーテン制作・維持管理についてのパンフレットを作成し、啓発事業などを行いました。

◆市有施設における省エネルギーの取り組み

- ・LEDは消費電力が少なく、導入することで、省エネルギー化による二酸化炭素の排出量を削減することができます。

防犯灯は平成28年度（2016年度）に、公園灯は平成30年度（2018年度）に、それぞれLED化を完了しました。また、平成30年度（2018年度）より市道の道路照明灯のLED化を順次進めています。また、令和4年（2022年）2月には、「西宮市公共施設における照明設備のLED化基本方針」を策定し、令和8年度（2026年度）までに公共施設のLED照明の導入割合100%を目標にLED化を進めていきます。

- ・ESCO（Energy Service Company）とは、工場や事業所ビルにおける省エネルギーを推進するひとつのしくみです。ESCO事業者が施設の省エネルギーを請負い、削減された光熱水費の一部を請負の代価とすることで、依頼した側も請け負ったESCO事業者も利益を得ることができます。

本市では、これまで市内の防犯灯や介護老人保健施設「すこやかケア西宮」、大谷記念美術館においてESCO事業を導入しています。

3. 再生可能エネルギーの導入・普及啓発

◆太陽光発電設備等の普及拡大

令和4年度（2022年度）から省エネ設備及び再エネ設備の普及促進のため、本市を含む阪神7市1町と神戸市との連携により、戸建住宅を対象に太陽光発電と蓄電池設備の共同購入事業を実施しています。令和5年度（2023年度）には、明石市も加わり、太陽光パネル4件、蓄電池設備4件、太陽光及び蓄電池設備4件の契約がありました。

また、事前に国の補助金を受けていることを条件に、戸建住宅におけるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）や高性能建材を用いた既存住宅の断熱リフォームに対して補助を実施しています。

◆市有施設への太陽光発電設備の導入

市有施設の新築や大規模改修を行う際には、太陽光発電設備を率先して導入することとしています。これまでに本市の公共施設28箇所（令和6年（2024年）3月末現在）で太陽光発電設備を導入しています。また、環境学習用の太陽光発電設備を一部の学校に設置し、太陽光発電による発電量を表示するモニターを取り付け、児童への環境教育に役立てています。



図1-6 香櫨園小学校の太陽光発電設備

4. 地球環境の整備

◆次世代自動車・バスの普及促進

- ・電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）など環境にやさしい次世代自動車・バスの普及を促進しており、市の公用車においても、次世代自動車の導入を進めています。
- ・低公害車の普及は、NO_x、PM等の排出ガス対策として有効ですが、二酸化炭素排出量削減による地球温暖化対策としての効果もあります。



図1-7 公用電気自動車

◆公共交通機関等の利用促進

- ・自家用車の利用に比べ、鉄道やバスなどの公共交通機関は、一人あたりの二酸化炭素排出量が少ないことから、公共交通機関の利用を促進する環境整備が必要です。本市では令和4年度（2022年度）に策定した「西宮市都市交通計画」に基づき、市内路線バス停留所の上屋及びベンチの整備費用の補助、ノンステップバスの購入補助など公共交通機関の利便促進や環境にやさしい交通ネットワークの形成を図っています。また、転入

者への公共交通情報の提供など、公共交通機関の利用促進の取組みを行っています。

・近年、モノや場所、サービスなどを多くの人と共有する「シェアリング・エコノミー」という取り組みが進んでいます。モノや空間などを共有することで、資源を効率的に活用し、ごみの発生量や温室効果ガス排出量の削減といった効果があります。シェアサイクルは、環境負荷の低い自転車を「共有」することで温室効果ガスの排出削減や資源の有効利用につながります。本市では、令和元年（2019年）7月から民間事業者と共同してシェアサイクルの利用動向調査を実施し、事業の効果を確認できたことから、令和6年4月より本格実施に移行しています。



図 1-8 シェアサイクル

◆緑化の推進

・緑は、大気中の二酸化炭素を吸収する役割を果たすことから、都市の緑を守り、次世代へ引き継ぐことが地球温暖化の防止につながります。本市では、「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略（2019～2028）」や「西宮市みどりの基本計画（2020～2029）」を策定し、それらの計画において緑化の推進を図っています。

・市民の参画と協働による公園・緑地の管理、生物多様性保全上重要な里地里山（ナシオン創造の森、甲山グリーンエリア、社家郷山）での保全活動の支援など、市民・事業者・行政の連携により市域における緑地の保全や緑化活動を実施しています。

5. 資源循環型社会の形成

・ごみの焼却処理により温室効果ガスが排出されることから、ごみを出さない循環型のライフスタイルに向けて、ごみの排出量を減らしていく必要があります。そのため、本市では、「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、2Rと分別・リサイクルを目標に掲げ、近年特に問題となっている食品ロスやプラスチックごみの削減などごみの減量に取り組んでいます。

・西部総合処理センター及び東部総合処理センター焼却施設では、ごみ焼却時に発生する蒸気を施設内の諸設備で使用するほか、蒸気タービンによる発電を行い二酸化炭素排出量の削減を図っています。

6. 気候変動に対する適応策

・平成26年（2014年）に公表されたIPCCの第5次評価報告書では、世界の平均気温の上昇は避けられず、気温上昇を2℃未満に抑えられる可能性の高いシナリオでも、温室効果ガス排出量を2010年と比べて2050年までに40～70%削減し、2100年までにゼロまたはそれ以下にする必要があるとされています。

このため、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行う「緩和」のみならず、既に起こりつつある、あるいは、将来予測される気候変動影響への防止・軽減の対策を行う「適応」を同時に進めることが求められています。

本市では、「緩和」策のほか、多発する自然災害の対策として、ハザードマップの周知や自主防災組織への支援、浸水対策であるオンサイト・オフサイト貯留施設の整備、気候変動により増加の恐れがある熱中症・蚊媒介感染症に関する情報提供などの「適応」策を実施しています。



図 1-9 緩和策と適応策（出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT））

環境目標2 資源循環

目標

循環型社会の構築に向けて、2Rと分別・リサイクルの推進により、資源を有効活用し、ごみを少なくする取り組みを進めます。

数値目標及び進捗状況

●令和5年度（2023年度）の1人1日あたりのごみ総排出量は、基準年度である平成28年度（2016年度）と比べ、16.0%減少（目標は令和10年度（2028年度）に10.8%削減）

目標	内容	平成28年度 2016年度 (基準年度)	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和5年度 2023年度 (中間目標)	令和10年度 2028年度 (計画目標)
1	ごみ総排出量 (g/人・日)	976	851 △12.8%	820 △16.0%	915 △6.3%	871 △10.8%
2	最終処分率 (%)	13.1	12.6 △0.5P	11.6 △1.5P	12.4 △0.7P	11.9 △1.2P
3	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	64,041	61,524 △3.9%	57,378 △10.4%	57,148 △10.8%	52,000 △18.8%

現状

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムにおいて、天然資源の枯渇や廃棄物の増加による最終処分場の不足、プラスチックごみによる生物や生態系への悪影響など様々な問題が発生しています。

本市では、平成31年（2019年）3月に、一般廃棄物処理基本計画を改定し、ごみを発生させない社会の確立や分別の徹底とリサイクルの推進、適正で効率的なごみ処理体制の構築を基本方針として、ごみの減量に向けた取り組みを進めています。本計画では、平成28年度（2016年度）を基準年度とし、目標年度である令和10年度（2028年度）までに「ごみ総排出量 10.8%削減（1人1日 871g）」、「最終処分率 11.9%」、「温室効果ガス排出量 18.8%削減」の3つの数値目標を設定しています。

令和5年度（2023年度）における本市のごみ総排出量（1人1日あたり）は、820gとなり、基準年度と比較して16.0%減少しており、中間年度の目標値を達成しています。

令和4年7月本格導入しました指定袋制度導入後、ごみの減量及び分別意識の向上等が確認できごみの減量が進んだ結果と考えられます。

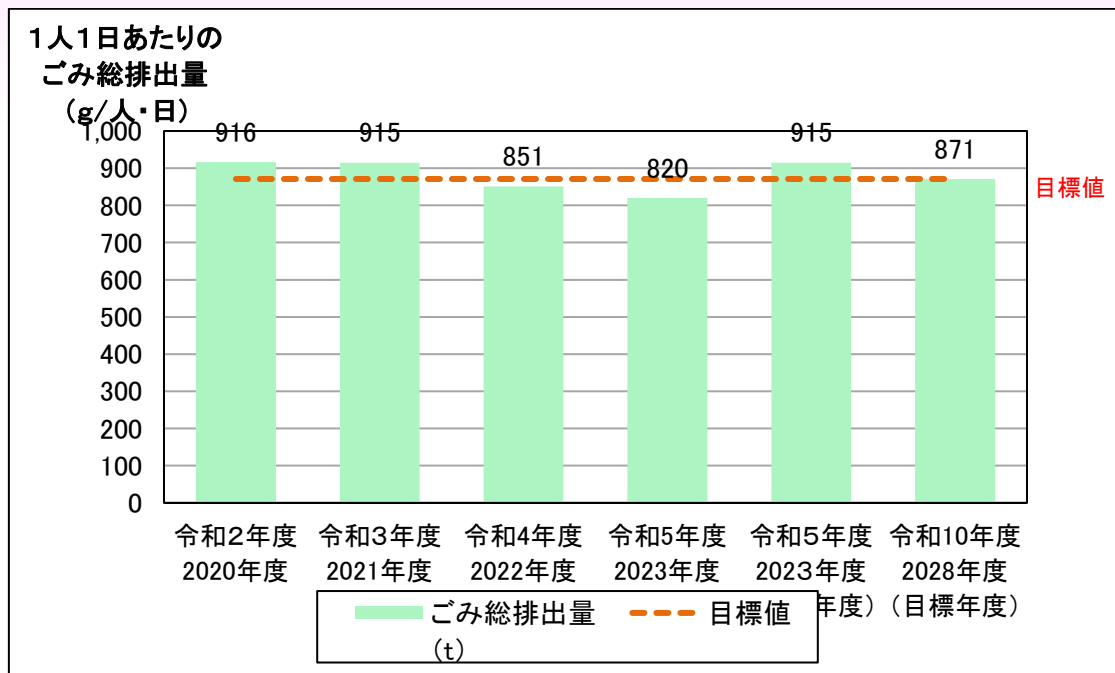


図 2-1 ごみ総排出量（1人1日あたり）の推移

また、令和5年度（2023年度）の最終処分率は、11.6%で、基準年度に比べて1.5ポイントの減少となっています。資源の分別排出が推進傾向にあり、総ごみ排出量に対する最終処分量の割合が減少していることが要因と考えられます。

一方、令和5年度（2023年度）の廃棄物処理時における温室効果ガス排出量は、57,378t-CO₂となっており、基準年度と比較して10.4%減少しています。指定袋制度導入によりその他プラスチック、ペットボトルなどの分別排出の意識向上が見られたことによりごみの減量が進みプラスチックなどの焼却が減少したことが要因と考えられます。さらなるごみの減量化に向けて、市民・事業者とともに、廃棄物の発生抑制、再利用や再生利用、ごみの適正処理の取り組みを進める必要があります。

取り組み

1. ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用

◆ごみの分別収集・資源化

・ごみの減量化と資源の有効利用のため、ごみの分別収集及び資源化を行っています。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトルについては本市の焼却施設、破碎選別施設及びペットボトル処理施設において、その他プラについては民間事業者の施設において、中間処理を行った後、再資源化事業者に引き渡し、資源化しています。資源A（新聞・ダンボール・古着等）・資源B（雑誌・チラシ等）についても、収集したものを民間事業者に引き渡し、資源化を行っています。

・分別排出の徹底及び再資源化を推進するため、令和4年4月より生活系および事業系指定ごみ袋制度を導入しました。ごみの分別区分の見直しを進め、リサイクル率の向上に取り組んでいます。

・貴金属やレアメタルなど貴重な資源が含まれている使用済み小型家電については、市内の34箇所に回収ボックスを設置するとともに、宅配回収サービスを行い、回収したものは再資源化事業者へ引き渡し、資源化しています。令和5年度（2023年度）は約55tの回収量がありました。

・ごみの減量、資源の有効利用及びごみ問題に関する意識の高揚を図るため、資源の集団回収を実施する団体等に対して、再生資源集団回収実施団体奨励金を交付しています。令和5年度（2023年度）は約8,28tを回収し、569団体へ奨励金を交付しました。



図 2-2 使用済み小型家電
回収ボックス

◆ごみを出さないライフスタイルの普及

・ごみを出さない「循環型ライフスタイル」の定着に向け、特に使い捨て容器ごみを削減する取り組みとして、マイバッグやマイボトルの利用を推進しています。

・資源物の回収促進、買い物袋持参運動、再生品の使用や販売など、ごみの減量化、再資源化に取り組む事業所をスリム・リサイクル宣言の店として指定し、市のホームページにて紹介しています。また、令和3年（2021年）10月には、「西宮市食品ロス削減パートナー制度」を創設しました。令和5年度（2023年度）は、106件の認定を行い、事業者と連携しながら事業系食品ロス削減について、さらなる啓発を進めます。



図 2-3 食品ロス削減パートナー
認定ステッカー

◆食品ロス削減の促進

・食品ロスの削減を図るため、イベントや出前講座などを通じて啓発を行っています。また市内飲食事業関係者に対し、啓発ポップの設置及び食品廃棄物の減量への協力をお願いしており、市のホームページにて、協力事業者を紹介しています。

・令和5年度（2023年度）は、市内の食品系スーパーマーケット5事業者18店舗で、常設型フードドライブを実施しました。

・市が備蓄している賞味期限の近い非常食を防災意識の啓発も兼ねて有効活用するため、小中学生に配布する取り組みを行いました。



図 2-4 フードドライブチラシ

◆プラスチックごみの削減

・プラスチックは軽量で耐久性が高く、安価で大量生産がしやすいことから、私たちの生活に欠かせない物となっています。

その一方で、プラスチックによる海洋汚染や生態系への影響、地球温暖化などの問題が生じています。そのため、プラスチックがもたらす海洋汚染などの環境への影響について、私たち一人ひとりが身近な問題として向き合い、日々の生活や事業活動の中でできることから積極的に取り組んでいくことが求められています。

本市では、令和3年度（2021年度）の施政方針において、市長が「プラスチックごみ削減運動の推進」を表明しており、令和4年（2022年）1月に「プラスチック・スマート・アクションにしのみや」と題し、市民・事業者とともにプラスチックごみの削減に向けた取り組み方針を策定しました。

・「プラスチック・スマート」とは、環境省が立ち上げた、海洋プラスチック問題の解決に向けた幅広い主体による連携した取り組みを後押しするキャンペーンです。本市もこの取り組みに賛同し、プラスチックごみの削減に向けた取り組みを推進しています。

・マイボトル専用の無料給水スポットを設置しています。現在、本庁舎等の公共施設11箇所に設置しており、NATSで連携して給水スポットの場所がわかる給水スポットマップを作成しています。

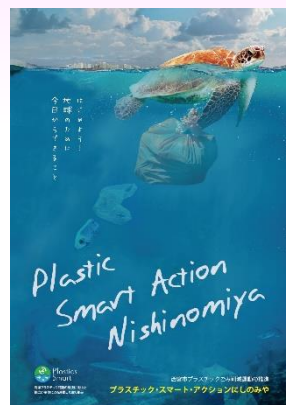


図2-5 プラスチック・スマート・アクション・にしのみやのリーフレット



図2-6 マイボトル専用の無料給水スポット

◆再利用の取り組み

水路清掃により集めた土砂の有効利用のため、土砂の一部を消毒処理した「園芸用土砂」の市民への配布や、図書館で活用できなくなった図書を市民に無料配布するなど、廃棄物の減量と資源の有効活用に取り組んでいます。

◆循環型社会の形成に向けた環境学習の推進

・持続可能な資源循環型社会の形成に向け、ごみ減量・再資源化の大切さを理解してもらうために、地域・学校への出前講座を実施しています。令和5年度（2023年度）は、小学校23校で2,479人が参加しました。

・60歳以上の市民を対象とした西宮市生涯学習大学「宮水学園」では、世界で問題となっている地球温暖化やごみに関する講座を実施しました。

・企業と連携して「親子で環境バスツアー」を実施し、循環型社会の推進についての理解向上を図っています。令和5年度（2023年度）は、19組37名の参加がありました。



図2-7 小学校への出前講座

・西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、ごみ減量・再資源化の推進に向けた地域のリーダーとして、また市民と行政のパイプ役として、ごみ減量等推進員制度を設けています。令和5年度（2023年度）はごみ減量・リサイクルの地域リーダーとして490名のごみ減量等推進員に対し委嘱を行いました。

・西部総合処理センター、東部総合処理センターでは、ごみ処理のしくみを知ってもらうため、ごみ処理場の施設見学を受け入れています。令和5年度（2023年度）は、3,135人が見学に来られ、ごみ処理場のしくみ等について説明しました。

・ごみ減量や地球温暖化防止に向けた取り組みの意義を伝えるために、環境啓発冊子「地球のために、考えよう！ー地球温暖化とごみー」を市内公立小学校4年生に配布しました。

・小学生・中学生を対象に環境ポスター展を実施し、子どもたちの環境問題やごみ減量、リサイクルに対する関心を高めるとともに、優秀なポスター作品を啓発資料に活用しています。

◆市民への啓発

・毎年開催しているにしのみや市民祭りにおいて、エコステーションを設置し、市民にごみの分別をよびかけています。

・西部総合処理センター内のリサイクルプラザでは、資源の再利用化の意識高揚を図るため、粗大ごみの中から使用可能な家具等を再利用し、必要とされる方に無償で提供しています。令和5年度（2023年度）は、28,709人が来場し、再利用件数は7,942件でした。

また、リサイクルプラザでは、毎年10月に粗大ごみの中から自転車や家具など簡単な点検や修理により使用可能なものを展示する「いきいきごみ展」を開催し、資源の大切さを啓発しています。

・平成29年（2017年）4月より、ごみカレンダーや分別マニュアルなどの情報を提供する「西宮版ごみ分別アプリ」を配信し、適切なごみと資源の分け方、出し方について周知を図っています。

・リユース促進を図るため、フリマアプリ「メルカリ」の出品体験教室を開催しています。令和5年度（2023年度）の参加者は36名でした。

・こどもが店主のフリーマーケットを開催しました。子供たちがコミュニケーションを通して、お金の扱い方とリユースの大切さを実践的に学ぶことができます。令和5年度（2023年度）は、482名が来場しました。

・令和元年（2019年）に「レジ袋削減」と「食品ロス削減」の運動を広げるため、市内大型複合施設や鉄道会社と連携し、デジタルサイネージやポスターの掲示を行い市民などに



図 2-8 リサイクルプラザの様子



図 2-9 デジタルサイネージ

啓発を行いました。令和2年(2020年)7月1日からレジ袋有料化に伴い、「食品ロス削減」と「プラスチック・スマート・アクションにのしみや」の広報啓発に変更を行いました。

◆事業系ごみの減量

・市内の事業者を対象に、事業系一般廃棄物の再資源化、減量を推進するため、年1回、特定事業者に該当する事業者の廃棄物管理責任者を対象とした事業系一般廃棄物研修会を実施し、分別の徹底、継続と一層の減量化・再資源化を啓発しています。令和5年度(2023年度)は、西宮市一般廃棄物処理基本計画の基本方針「分別の徹底とリサイクルの促進」において、「再資源化可能な古紙類の分別排出の徹底」を重点的な施策とし講義をおこないました。

・事業者の再生可能な事業系古紙類の持ち込みができる古紙回収拠点の設置に伴い事業系廃棄物研修会でチラシ等の配布やホームページで広報を行いました。



図 2-10 事業系一般廃棄物研修会
(令和5年度実施の様子)

◆市の率先行動

・市では「西宮市環境マネジメントシステム」を運用し、環境に関する方針や目標を設定し、率先して廃棄物を削減するなどのエコオフィス化に取り組んでいます。また、購入の必要性を十分に考え、環境に配慮した物品を優先的に購入する「グリーン購入」を、市自らが率先して実施しています。

・紙類の資源化及びごみの発生抑制を促進するため、庁内で発生する古紙類、機密文書類、保存期間満了文書等を業者に引き渡し、資源化を行っています。令和5年度(2023年度)は、約187tの資源化を行いました。

・また、令和4年度(2022年度)から本庁舎周辺施設に分別ごみ箱を各フロア等に設置し、分別の適正化や廃プラスチックの再資源化にも取り組んでいます。

2. 環境にやさしいごみの適正処理の推進

◆一般廃棄物の適正処理

・ごみの円滑な処理体制を維持するため、中間処理施設として、西部総合処理センター及び東部総合処理センターの管理・運営を行っています。この2施設に、家庭や事業所から排出される一般廃棄物を搬入し、焼却・破砕・選別などの中間処理及び資源化物の回収を行っています。

・西部・東部総合処理センターへごみ収集車で搬入された燃やすごみに、不適物が混ざっていないかを調べる「展開検査」を随時実施し、不適物混入があれば一般廃棄物収集運搬許可業者へ発生を通知し、廃棄物の適正な排出について協力を



図 2-11 西部総合処理センター

依頼しています。また、不適正処理事案があった場合は、個別に適正処理の啓発を行っています。

- ・不法投棄に対しては、国・県・市の関係 15 機関からなる「不法投棄防止協議会」を設置し、防止策・啓発方法の検討や、パトロール・不良ごみステーションの巡回清掃を実施しています。令和 5 年度（2023 年度）の不法投棄処理件数は 766 件でした。

- ・古紙やアルミ缶等の資源持ち去り行為に対して、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改正し、平成 29 年（2017 年）11 月から資源物の持ち去りを禁止しています。啓発パトロールも実施し、令和 5 年度（2023 年度）はパトロールにより 5 件の指導を行いました。

◆ごみ処理施設におけるエネルギーの有効活用

- ・西部総合処理センター、及び東部総合処理センター焼却施設において、ごみ焼却時に発生する蒸気を施設内の諸設備で使用するほか、蒸気タービンによる発電を行っています。令和 5 年度（2023 年度）は、414,612t の蒸気利用・46,074,000kWh の発電を行いました。

環境目標3 生物多様性

目標

あらゆる主体と連携し、まち、山、川・池沼、海の自然環境を守り、生物多様性を高めるための取り組みを進めます。

数値目標及び進捗状況

●令和5年度（2023年度）末の市内で生息・生育が確認されている生き物の種数は前年度より16種増加したため、基準となる平成24年（2012年）3月末時点より771種増加

		内容	現状 (令和5年度(2023年度)実績)
長期目標	①	市内で種の絶滅を招かない 392種（令和元年（2019年）1月時点）	現在、絶滅が確認された種はない ※兵庫県RL、環境省RL掲載種を対象
	②	市内における生き物の生息・生育状況を把握する 平成24年（2012年）3月末時点：3,637種	令和6年（2024年）3月末時点：4,408種 （昨年度より16種追加）
短期目標	①	市内で生息・生育が確認されている生き物の種数の増加（在来種が対象）	令和5年度（2023年度）追加種数：16種 ※在来種：12種 【参考】外来種：4種
	②	市民等の生物多様性への関わりの拡大	平成30年度（2018年度）（戦略見直し年）：11,736人 令和5年度（2023年度）（戦略4年目）：3,745人

短期目標②の内訳

	内容	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生物調査関係	写真の応募数（延人）	364	61	519
	生きもの調査隊での生きもの 情報登録数（延人）	0	58	224
	いきものはっけん（夏）	0	489	0
	いきものはっけん（冬）	0	485	0
甲山自然環境 センター関係	養成講座	0	116	27
	ボランティア活動	189	238	308
	イベント・その他	8	238	187
甲子園浜自然 環境センター	研究室利用人数	834	2,167	2,480
合計（人数）		1,395	3,852	3,745

※写真の応募数及び生きもの調査隊での生きもの情報登録数は、1件＝1人として換算し、延人数として数えています。

現状

本市は、大阪、神戸という大都市の中間にありながら、北部には六甲山系、南部には野鳥が飛来する貴重な干潟や自然海浜、またその2つをつなぐ軸となる武庫川、夙川などの豊かな自然に恵まれており、多様な動植物が生態系を構成しています。

しかしながら昨今、人間活動や開発行為による影響、地球温暖化による影響などにより、豊かな自然や生物の多様性に及ぼす影響が懸念される事態が進行しています。

こうした状況を踏まえ、平成24年（2012年）3月には、市内の自然環境や生物多様性に関してこれまでに実施してきた取り組みを体系的に整理し、市民・事業者・行政が共有できる基本指針として「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略」（以下「戦略」という。）を策定しました。その後、昨今の社会情勢や、本市における関連計画の改定などを受け、平成31年（2019年）3月に見直しを行っています。

この戦略では、将来像の実現に向けた2つの長期目標と、2つの短期目標を掲げています。令和5年度（2023年度）末時点での進捗状況は上記のとおりです。

長期目標では、現在、絶滅した種は認定されていません。市内で確認された生き物は、令和5年度（2023年度）には16種追加され、4,408種となっています。基準となる平成24年（2012年）3月末時点より771種追加となりました。

短期目標のうち、市民などの生物多様性への関わりの拡大を図る指標に関して、令和5年度（2023年度）は、生物調査やボランティア活動、イベント等に3,745人が参加しました。

今後、戦略の更なる推進を目指すためには、これまでの取り組みに加え、市民団体等の行政以外の活動を広く把握し、対外的に発信することや、各ボランティア団体の活動を情報共有できるような場を設け、活動の更なる発展につなげることが重要です。

取り組み

1. 多様な生き物の保全及びその生息・生育環境（生態系）の再生と創造

◆重要里地里山における保全活動支援

平成27年（2015年）12月に環境省より「生物多様性保全上重要な里地里山」として全国で500箇所が選定され、そのうち本市では、ナシオン創造の森（国見台1号緑地）、甲山グリーンエリア、社家郷山の3箇所が選定されました。

その内、甲山グリーンエリアでは、「甲山グリーンエリア地域連携保全活動計画」を平成26年（2014年）3月に策定し、市民・事業者・行政等各主体の協働により里山林の整備や湿原での落ち葉かき、間伐材を利用した薪づくりなどを行うことで、森林資源を循環利用する都市型里山として保全活動を進めています。

また、林野庁が実施する森林・山村多面的機能発揮対策交付金に随伴し、1団体に助成を行いました。

◆市民参画による公園・緑地の管理

・ナシオン創造の森での里山の保全や、甲子園浜や御前浜での海浜植物の保全など、市民ボランティアによる生物多様性保全の活動が継続的に行われています。

・公園の清掃等管理業務については、地域の自治会等に委託することで、地域の目の届く公園管理が可能になると考えています。令和5年度（2023年度）現在、市内の公園の内252箇所を合計207団体に委託し、清掃や草刈りなどを通じ、公園を地域の財産として守り育てていただいています。

◆ナラ枯れ被害後の森林整備等のあり方の検討

ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシによって、ブナ科の樹木の内、ナラ類やシイ・カシ類が集団的に枯れる伝染病です。

本市では、平成24年度（2012年度）に社家郷山キャンプ場周辺の2本のコナラで初めてナラ枯れの被害が確認されました。その後、平成28年度（2016年度）には、2,077本が確認され市内全域に被害が拡大しました。被害木については、危険木を中心に伐倒・くん蒸処理などを行っており、近年は減少傾向にあります。また、令和3年度（2021年度）には仁川緑地における道路沿いの斜面地において、低木であるコバノミツバツツジを試験的に植栽しており、今後も引き続き経過観察を行っていきます。



図 3-1 ナラ枯れ被害の様子

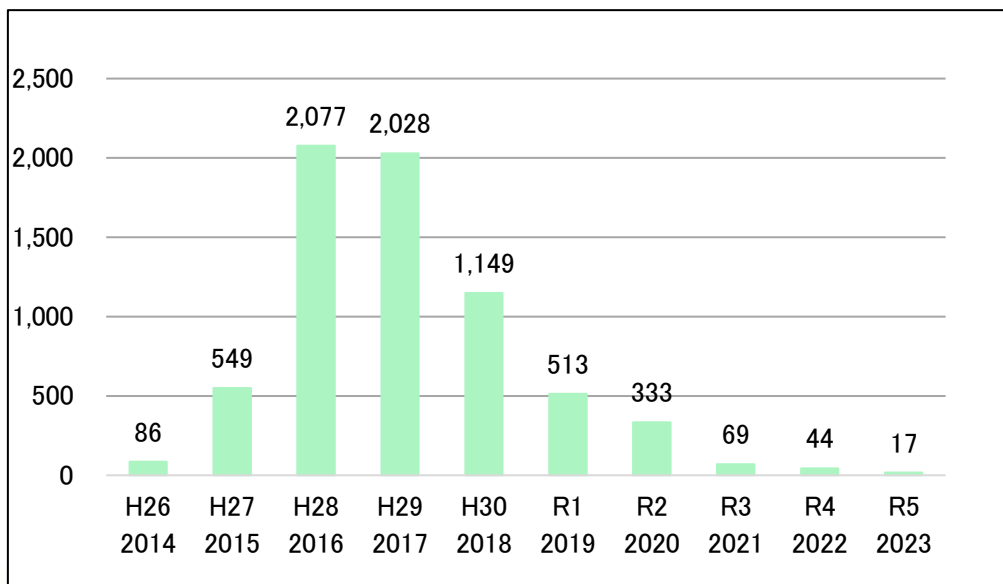


図 3-2 ナラ枯れ被害本数の推移

◆「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づく自然保護地区等の指定

・貴重な自然環境や生き物の生息・生育地については、自然保護地区や生物保護地区の指定により引き続き保全します。

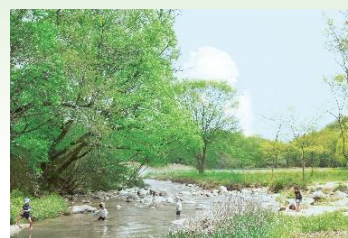


図 3-3 仁川自然保護地区

自然保護地区	剣谷自然保護地区、仁川自然保護地区（合計約 24.28ha）
生物保護地区	甲山湿原、甲子園浜（合計約 17.09ha）

なお、甲子園浜は国の鳥獣保護区に指定されています。

・歴史や文化を伝える社寺や大学、まちなかの貴重な樹林や巨木については、令和 6 年(2024 年) 3 月現在、景観樹林保護地区(26 地区、合計約 16.3ha)や保護樹木(126 本)に指定し、所有者と連携して保全しています。

◆生物多様性関連施設における取り組み

◇北山緑化植物園

・広さ 9 ヘクタールの北山緑化植物園には、趣のある数寄屋造りの北山山荘や、友好都市・中国紹興市の名園・蘭亭内にある「墨華亭」をイメージした建物である北山墨華亭などが設けられ、花と緑を楽しみ、学べる拠点となっています。緑の相談所では専門員による園芸相談が行われ、園内花壇では、地域緑化や家庭園芸の参考となる見本展示が充実しています。また、花と緑の教室では、ガーデニングや自然観察など大人から子どもまで楽しめる講座を年間 20 回ほど開催しています。令和 5 年度(2023 年度)は、市民との協働により市内自生希少種であるササユリの紹介展示花壇を拡大しました。

◇植物生産研究センター

・北山緑化植物園内にある植物生産研究センターでは、植物バイオテクノロジーを活かし、本市の環境に合った新品種「西宮市オリジナル植物」を開発・展開しています。令和 2 年度(2020 年度)には、「宮の雛桜」が新品種のサクラとして加わりました。

・枯れ木を伐採した後の山の斜面などでは、降雨により土砂の流失が懸念されます。そのため、防災・減災緑化の取り組みとして、市民ボランティアと協力して植物生産研究センターで増殖したコバノミツバツツジを試験植栽し、その結果をモニタリング調査し、植栽マニュアルを作成しました。

・夙川河川敷緑地には、樹齢百年を越える立派な松や、市の花である桜がたくさん植えられており、「さくらの名所 100 選」にも選ばれています。平成 22 年度(2010 年度)から市民ボランティア「きのこクラブ O B 会」、「ガーデニングクラブ自主活動



図 3-4 西宮市オリジナル植物
(宮の雛桜)

グループ バイオⅡ」と協働で、松樹・桜樹の健全化事業を実施しています。また、植物生産研究センターでは、甲山湿原や社家郷山等に自生する野生植物を増殖・育成し、関連施設内で展示するほか、令和5年度（2023年度）は、育苗したコバノミツバツツジ・シデ類を六甲山系グリーンベルト整備事業（市民・企業による森づくり）へ提供しています。

◇貝類館

貝類館は、2,000種・5,000点の世界の貝類をわかりやすく展示した貝類専門の博物館です。平成28年度（2016年度）には、平成11年（1999年）の開館以来初の大規模な改修が行われ、より見どころのある施設としてリニューアルし、館内イベントや野外での観察会等も積極的に催しています。令和5年度（2023年度）は、出張活動に加え、ワークショップ（25回／参加者計1,303人）、講座・実習（18回）などを催しました。



図3-5 貝類館

◆特定外来生物の対応

生態系や市民生活に大きな影響を与える外来生物については、適切な対応を行うことが必要です。

本市では、特定外来生物であるアライグマやヌートリアによる被害を受けられている方に、一定の条件の下に捕獲箱を貸し出し、家屋侵入や農作物の被害などの拡大防止に取り組んでいます。市内では、上記の他に、オオキンケイギク等の特定外来生物が確認されており、市民ボランティアによる除草活動も行われています。特定外来生物の駆除については、国や県の動向を注視しつつ、今後も状況把握に努めるとともに、市民に対して外来生物問題に関する情報を発信していくことが必要です。

◆情報共有とあらゆる主体による調査体制のしくみづくり

生物多様性の評価には、市内広域で動植物の現状把握に努める必要があります。

専門家による自然調査では、甲山湿原保全のために周辺の植生の調査を行い、保全のために必要な樹木の伐採計画を立てました。

市民が気軽に生き物調査を行い、その情報を共有できるツールとしてホームページ「未来につなぐ 西宮の自然」を公開し、随時、報告を受けています。令和5年度（2023年度）は、概ね10年毎の市民参画による自然調査を実施し、16,806件の調査報告がありました。また、市民ボランティアとともに、津門川における生物調査を実施しました。

◆環境学習事業

◇ビオトープ◇

・ビオトープや観察池は、生き物の移動の中継地や、子どもたちが自然に触れ合える身近な場として重要な役割を果たしています。本市では、学校園や保育所でのビオトープの整備・活用を推進しており、市内の公立保育所では、在来種によるビオトープ（池）などが設置されています。

・廃校となった小学校跡施設活用の一つとして、船坂里山学校においても、プール設備を活用したビオトープを一般公開しています。



図 3-6 甲東北保育所の
ビオトープ

◇自然とのふれあい◇

・例年、市立小学校・義務教育学校 3 年生を対象とした自然にふれあう環境体験事業や、市立小学校・義務教育学校 5 年生を対象とした自然学校推進事業を実施しています。令和 5 年度（2023 年度）の自然学校推進事業については、4 泊 5 日の宿泊体験を実施しました。人や自然とのふれあいを通して、心身ともに健康な児童の育成を図っています。

就学前後の子どもたちを対象にした遊び場であるみやっこキッズパークでは、田植えや稲刈りなどの自然体験や園内の植物を活用した工作などのイベントを実施しています。

また、環境学習サポートセンターでは夏休み期間に水生生物と触れ合えるイベントを開催しています。



図 3-7 北夙川小学校の
環境体験事業

◇保全・保護活動◇

・絶滅の危機が増しているモリアオガエル保存のため、市立山口中学校の生徒を中心に、保護増殖事業を実施しています。

・動物愛護思想や動物の適正飼育の啓発のため、夏休み期間に市内在住児童・保護者を対象に「親子で学ぼう！動物管理センターお仕事見学ツアー」を実施し、動物管理センターの収容動物とのふれあい活動を行いました。また、学校飼育動物支援事業における飼育管理指導として、飼育動物（うさぎ）の診療 2 件を行いました。その他、市政ニュースやさくら FM で動物愛護と適正飼育の啓発を行いました。

◆社寺林や伝統産業の保全

・広田神社のコバノミツバツツジ群落は昭和 44 年（1969 年）に兵庫県の天然記念物に指定されました。市民主体の広田山コバノミツバツツジ群落保存会では、落ち葉かき、下草刈りなどを通じて、広田山コバノミツバツツジの保全活動を継続的に進めています。

・名塩和紙学習館では、県指定重要無形文化財「名塩紙技術」について、理解を深めてもらうため、団体の受け入れ及び解説、「郷土資料館紙すき教室」を実施しています。



図 3-8 コバノミツバツツジ

◆宮水の保全

本市は、日本有数の酒どころとして知られており、その酒造りを語るうえで「宮水（みやみず）」は欠かせない存在です。西宮の天然資源であるこの水を後世に伝えていくため、本市では宮水保全条例を制定しています。一定の条件を満たす開発事業について、灘五郷酒造組合との協議など必要な手続きを定めることで、地場産業である清酒造りに欠かすことのできない宮水（地下水）の保全を行います。

2. まちの緑を育む

◆フラワーフェスティバルの開催

花や緑を愛し育てることを通じて、地域コミュニティを育み、互いに協力し、「心のかよった緑あふれるまちづくり」の推進を目指して、毎年フラワーフェスティバルを開催しています。このフラワーフェスティバルは、市役所前の六湛寺公園において、平成 12 年（2000 年）から開催しているものです。令和 5 年度（2023 年度）は、令和 5 年 5 月 27～28 日に開催し、花鉢などの展示を行うガーデンコンペや、さし芽教室、種まき教室などの各種園芸教室を実施し、約 2,800 人が来場しました。

◆公有地の緑化

都市緑化の推進及び沿道道路、都市景観の向上のため、植樹柵を設けています。令和 5 年度（2023 年度）は、山手幹線で 10 箇所、鳴尾今津線で 8 箇所の植樹柵を設置しました。

◆民有地の緑化

・緑あふれる美しいまちにするため、都市緑地法（旧：都市緑地保全法）に基づいて、住民自らが緑化に関し取り決めに締結できる緑地協定があります。令和 6 年（2024 年）3 月現在、本市では、創造の丘ナシオン（東山台、国見台）、名塩さくら台、夙川セントテラス秀麗の丘（高塚町）合計 13 区域で緑地協定が締結されています。

・潤いのある緑豊かな美しいまちづくりを推進するため、住宅専用敷地内に『接道緑化』、

『壁面緑化』、『屋上緑化』をされる方に対して住まいの緑化助成制度を設けています。令和5年度（2023年度）は、23件の助成を行いました。

◆地域における緑化活動の支援

地域のコミュニティづくりの一環として、住民自らの手による花と緑のあるまちづくりを図るために、緑化活動団体に対し、花壇の基盤づくりや花苗の支給、技術指導などを行い、活動を支援する花のコミュニティづくり事業を実施しています。令和5年度（2023年度）は、88団体に対し支援しました。

◆はなパル・にしのみや（旧名称：花と緑のまちづくりリーダー）の育成

『はなパル・にしのみや』は、選任講習を履修後、地域で率先して緑化活動に取り組むとともに、各種団体に対する技術指導・助言、市の緑化事業の普及・啓発活動など行政と連携して活動する方々です。令和5年度（2023年度）は、令和5年6月15日～11月30日に6日間9講座の選任講習を開催し、新たに25名が『はなパル・にしのみや』に認証されました。日ごろの地域での緑化活動の他、市主催の緑化イベントや学校でのさし芽・鉢上げ教室の運営などで活躍しています。

◆市民農園整備・農業体験推進事業

「市民農園」とは、レクリエーションなどの目的で、小面積の農地を利用して野菜や花などを育て、食や農に親しむ農園（貸し農園など）のことをいいます。本市では、農家と地域の皆さんのふれあいの場として、また土に親しみ自然にふれる場として、令和5年度（2023年度）末現在、市内5箇所に189区画の市民農園を開設しています。また、令和6年度の新規開設に向け、市営1農園（23区画）の整備を行いました。



図 3-9 市民農園

環境目標 4 安全・快適

目標

良好な大気・水質・土壌などを次世代に引き継ぎ、人や環境にやさしい安全で快適な社会の実現に向けた取り組みを進めます。

数値目標及び進捗状況

●わがまち美化活動の延べ参加率※1の令和5年度（2023年度）の実績は15.6%となり、前年度実績（15.9%）と同水準となりました。以前は新型コロナウイルス感染症による地域活動への影響もありましたが、徐々に改善しています。

	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和10年度 2028年度 (計画目標)
わがまち美化活動 延べ参加率	15.9%	15.6%	20.0%

※1 わがまちクリーン作戦など、地域・学校等で、まちをキレイにする活動のことで、市の人口に対する活動人数の割合。（複数の活動の参加者を含むため、延べ参加率で計算しています。）

現状

1. 大気汚染の状況

大気汚染の発生源としては、工場や事業場からの固定発生源と自動車や航空機等の移動発生源があります。大気汚染物質のうち環境基準が設定されているものとして、二酸化硫黄（ SO_2 ）、二酸化窒素（ NO_2 ）、一酸化炭素（ CO ）、光化学オキシダント（ O_x ）、浮遊粒子状物質（ SPM ）及び微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）があります。西宮市では、令和5年度（2023年度）末時点で、地域の代表的な大気の状態を把握するための一般環境大気測定局6局と、自動車排出ガスを対象とした自動車排出ガス測定局4局を設置し、常時監視測定を行っています。

二酸化窒素（ NO_2 ）と浮遊粒子状物質（ SPM ）は、減少もしくは横ばいの傾向にあり、全測定地点で環境基準値を達成しています。微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）は観測を始めた平成23年度（2011年度）以降、減少傾向にあり、令和5年度（2023年度）は全測定地点



図 4-1
大気汚染常時監視測定局

で環境基準を達成しました。

光化学オキシダント（O_x）は、経年変化をみると、近年緩やかな増加傾向にあり、全測定地点で環境基準を超えています。近年の光化学オキシダント濃度の上昇の原因として、中国など大陸から光化学オキシダントの生成原因物質が日本上空に流れ込んでくる問題などが考えられ、全国的にみても環境基準はほとんど達成できていない状況です。

物質名	結果の概要
二酸化硫黄 (SO ₂)	一般環境大気測定局の4局全てで 環境基準を達成
二酸化窒素 (NO ₂)	一般環境大気測定局の6局、自動車排出ガス測定局の4局全てで 環境基準を達成
一酸化炭素 (CO)	一般環境大気測定局の1局、自動車排出ガス測定局の4局全てで 環境基準を達成
光化学オキシダント (O _x)	一般環境大気測定局の6局全てで 環境基準は未達成
浮遊粒子状物質 (SPM)	一般環境大気測定局の6局、自動車排出ガス測定局の4局全てで 環境基準を達成
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	一般環境大気測定局の1局、自動車排出ガス測定局の3局全てで 環境基準を達成

表 4-1 令和 5 年度（2023 年度）の大気汚染常時監視結果の概要

	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	光化学オキシダント (O _x)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が1立方メートルあたり0.10mg以下であり、1時間値が1立方メートルあたり0.20mg以下であること。	1年平均値が1立方メートルあたり15μg以下であり、かつ、1日平均値が、1立方メートルあたり35μg以下であること。

表 4-2 大気汚染常時監視項目の環境基準

2. 水質汚濁の状況

西宮市の公共用水域は、市街地を流下して大阪湾に注ぐ河川及び大阪湾の沿岸地域から成っています。河川や海域といった公共用水域の水質保全と水質汚染の監視のため、市内の主要 20 河川で 34 地点、海域において甲子園浜や香櫨園浜など 6 地点のほか、新池や甲陽大池などのため池 4 地点、地下水 31 地点で定期的に調査を実施しています。令和 5 年度（2023 年度）については、市内の環境基準点がある武庫川及び夙川は環境基準を達成しました。

かつては工場・事業場からの排水や家庭から出る生活排水によって公共用水域の水質は芳しくありませんでした。しかし、水質汚濁防止法などの施行によって工場・事業場からの

汚濁物質の排出が規制されるとともに、公共下水道の整備・普及が進んだため、市内の河川の水質状況は著しく改善されました。

その一方で、海域の水質についてはあまり改善が進んでいません。COD（化学的酸素要求量）は6地点すべて環境基準値を達成していますが、依然として春夏季には赤潮（富栄養化に伴うプランクトンの大量増殖）が発生し、秋冬季には青潮（貧酸素状態）が発生することがあります。その主な理由としては、西宮市が接する海域は大阪湾の湾奥に位置する閉鎖性水域であるため、海水の入れ替えが進みにくいこと、過去に排出された汚濁物がヘドロ状となって海底に分解されず蓄積されていることなどがあげられます。

	項目	指標	環境基準	測定地点		日間平均値 (mg/L)	備考
河川	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	BOD75%値	年間75%水質値： 5.0mg/L以下	武庫川	甲武橋	1.2	すべて環境基準値内 (5.0mg/L以下) ※環境基準点は甲武橋 と夙川橋のみ
					阪神鉄橋	1.8	
				夙川	銀水橋	0.9	
					大井手橋	0.9	
					夙川橋	1.1	
					葎原橋	1.1	
海域	化学的酸素 要求量 (COD)	COD75%値	年間75%水質値： 8.0mg/L以下	甲子園浜		4.4	すべて環境基準値内 (8.0mg/L以下)
				今津港		4.5	
				香櫨園浜		6.2	
				鳴尾浜沖		5.3	
				甲子園浜沖		4.9	
				西宮浜沖		5.4	

表 4-3 令和5年度（2023年度）公共用水域水質調査結果

3. 騒音・振動の状況

騒音については、一部の地点において道路交通騒音の環境基準値を上回っています。また、自動車等からの騒音だけでなく、工場・事業場の事業活動に伴う騒音や、カラオケなどの深夜営業に係る騒音、夜間花火による騒音や生活騒音も問題となっています。

①道路交通騒音・振動

西宮市の主要幹線道路である国道2号、43号、171号、176号の騒音及び振動の結果は下記のとおりです。騒音については一部の地点で環境基準を上回っていますが、振動については、全ての地点で要請限度以下の値となっています。

	騒音		振動		測定日
	昼	夜	昼	夜	
①国道2号（六湛寺町10）	70	66	41	37	令和6年（2024年）2月13日
②国道171号（河原町1）	72	70	38	35	令和6年（2024年）1月30日
③国道43号（久保町1）	67	63	49	46	令和5（2023年）6月20日
④国道43号（津門川町6）	65	61	45	44	令和5（2023年）6月20日
⑤国道176号（生瀬東町）	71	67	32	28	令和5年（2023年）11月21日
⑥国道176号（山口町上山口）	69	65	35	30	令和5年（2023年）11月7日

表 4-4 令和5年度（2023年度）自動車騒音・振動調査測定結果（国道）

※騒音の環境基準・・・昼 70dB、夜 65dB

振動の要請限度・・・(A、C、D、E) 昼 70dB、夜 65dB、(B、F) 昼 65dB、夜 60dB

② 航空機騒音

大阪国際空港（伊丹空港）は内陸部の住宅の密集した市街地に位置し、利用する際の交通の便は良いものの、離陸のコースは西宮市・尼崎市境界上空を飛行するため、騒音について対策の必要な空港でもあります。西宮市においては、毎年10月（令和5年度（2023年度）は10月17・18日）、段上センターで2日間、航空機騒音の有人測定を行っています。環境基準値は57dB以下で、令和5年度（2023年度）においては50dBであり、環境基準を達成しています。

③ 新幹線騒音・振動

市内を山陽新幹線が通過しており、その距離は高架部分約1.6km（武庫川から上甲東園6丁目まで）、トンネル部分約4.7km（上甲東園6丁目から芦屋市境まで）の計6.3kmとなっています。騒音の環境基準値は70dB以下です。一方、振動に係る環境基準はありませんが、指標として70dBの指針値（昭和51年（1976年）環境省勧告）があります。令和5年度（2023年度）においては、騒音は57dB～69dB、振動は、50dB～60dBと環境基準及び指針値を達成しています。



図 4-2 新幹線騒音の測定

4. 人や環境に配慮したまちづくり

ごみのない美しい・住みやすいまちづくりを推進するために、毎年6月と12月の2回、西宮市環境衛生協議会、西宮市ごみ減量等推進委員会と連携・協力し、地域の各種団体や学校、事務所などに参加を呼びかけ、市内の美観を損ねる散乱ごみの一斉清掃を行っています。令和5年度（2023年度）の6月及び12月は合計で64,067人の参加者がありました。ごみの収集量は、年度によって増減はあるものの、昨年度と比較して7%増えています



図 4-3
わがまちクリーン大作戦

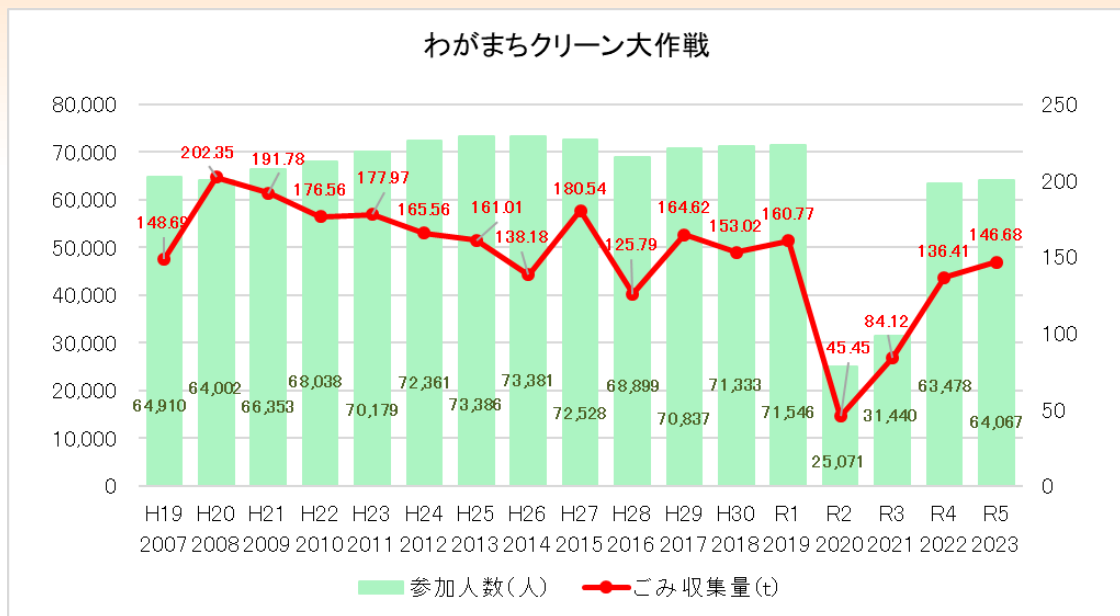


図 4-4 わがまちクリーン大作戦の参加人数とごみ収集量

「安全・快適」の指標の一つであるわがまちクリーン大作戦をはじめとした、わがまち美化活動の延べ参加率は、令和5年度（2023年度）は15.6%となっています。その他にも、わがまち美化活動として、地域団体による公園清掃や海浜清掃等が行われています。

取り組み

1. 良好な大気・水質・土壌などの次世代への継承

◆大気環境の保全

大気環境の保全として、自動車排出ガスによる大気の汚染を防止し、市民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、工場や事業場に対して法令に基づく届出の指導・審査を行うとともに、立入検査を実施し、規制・指導を行っています。また、市内複数の事業者と環境保全協定を締結し、事業者等による自主的な環境保全活動の推進を行っています。

◆水質・土壌の保全

・水質の保全として、水質汚濁防止法に基づき、市内公共用水域及び地下水の水質調査等を行い、環境基準の達成状況の確認や水質監視等を実施しているほか、市内事業場の立入を行い、事業場排水を監視するなど幅広く水質汚濁の状況把握に努めています。

・土壌の保全として、土地の土壌汚染を把握するための調査契機や調査方法、土壌汚染のある土地が見つかったときに健康被害が生じないよう適切に土地を管理する方法などを定める土壌汚染対策法の事務を取り扱っています。また、土壌汚染に関連の深い地下水について、概況調査や継続監視調査を定期的実施し、土壌汚染の把握や拡散防止に努めています。

◆悪臭対策の推進

悪臭は騒音などと同じように人の感覚に直接不快感を及ぼすため、快適な生活環境を損なう要因として大きな位置を占めています。

事業活動に伴う悪臭について、悪臭防止法で 22 物質が規制されていますが、規制物質以外の多数の物質からなる複合臭気による悪臭苦情があります。

西宮市では、これらの苦情についての原因調査、発生源への立入り調査などを行い解決に努めています。しかし、同じ臭いでも人によって感じ方の違いがあることや、発生源が小規模事業場や法規制の対象とはならない個人住宅の場合が多く、完全な対策が困難なこともあり、抜本的な苦情解決に至らない場合もあります。

◆地盤沈下対策の推進

地盤沈下の主な原因は、地下水の過剰な汲み上げによって帯水層の水圧が低下し、粘土層に含まれている水が絞り出され、粘土層が収縮することにより地表面の沈下が起こるためです。こうして起きた地盤沈下は、地下水位が回復しても元に戻ることはほとんどなく、建造物の損壊や大雨による浸水などの被害をもたらします。

地盤沈下の観測には定期的な水準測量が有効であり、国土地理院及び近隣府県市で構成する阪神地区地盤沈下調査連絡協議会の測量計画に合わせて、本市においても市域南部に設置している約 100 個の標石に対して約 110km の観測網を構築して、一級水準測量を定期的実施しています。

◆有害化学物質

・大気中や公共用水域、地下水に微量に含まれる有害物質のうち、ダイオキシン類や酸性雨等の調査を実施し、大気・水質環境の状況把握に努めるとともに、市民にわかりやすい情報提供に努めています。

・P C B 廃棄物を処理、保管等をしている事業者に対しては、立入検査を実施し、P C B 廃棄物の保管状況の調査、適正保管の指導と適正処理に関する啓発を行っています。また、既存建築物に吹付けられたアスベストの飛散を予防するため、アスベストの除去等事業にかかる費用の一部を補助しています。

◆騒音・振動対策の推進

・道路交通騒音を防止するため、「西宮市都市交通計画」に基づき、自動車交通量を抑制する公共交通機関の利用を促進しています。さらに、交通量の多い幹線道路において、低騒音舗装（排水性舗装）工事等を実施しています。

・建設工事並びに建築物等の解体の際に発生する騒音、振動について、苦情等があった場合は、現場確認等を行い、適正な工事が行われているかの確認や指導を行っています。

・また、夜間の花火騒音に対しては、快適な市民生活の確保に関する条例（市条例）に基

づき、深夜から早朝にかけての間の臨海部の迷惑花火行為に対する対策・取り組みを地元住民との協働により、巡回パトロール等を実施し、注意・啓発を行っています。

2. 人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進

◆生活環境に係る保全の取り組み

良好な農業環境を整備するため、必要に応じて農業施設の改修を行っています。都市近郊で農業を継続的に行うために、化学肥料の代替として、有機堆肥の使用促進と農薬の使用を極力控えることを推奨しており、そうした取り組みを通して、近隣住民や周辺環境に配慮した環境に負荷をかけない農業の実施を推進しています。

◆人にやさしいまちづくりの推進

・福祉のまちづくり条例に基づいた人と環境にやさしい道路整備の促進として、バリアフリーに対応した歩道の整備のため、車道との段差を小さくした歩道の整備を行います。

・また、バリアフリー化を推進し、高齢者・障害者等の利用に配慮したノンステップバスを導入する事業者に対し補助を行うなど、人にやさしい公共交通機関の利用を促進しています。

◆生活環境保全のための届出業務

・一定の規模を超える駐車場、洗車場、太陽光発電設備の設置の際は、環境への配慮を促し、近隣の生活環境の保全を図ることを目的に、あらかじめ市長への届け出を義務付けています。

・市内における旅館業・風俗営業の用に供する建築物の建築にあたっては、禁止区域を設けるなどの規制を行うことにより、居住環境及び教育環境の保全及び向上を図っています。

◆空き地の環境を守る条例の有効な運用

空き地のパトロールを実施し、適切な管理が必要な空き地の所有者等に対して市条例に基づく通知等により適切な管理を促し、快適な生活環境の確保に努めています。

また、適切な管理を促進するため、草刈機の貸出しを行うほか、自己処理が困難な場合は、所有者から実費を徴収したうえで除草を民間に委託しています。

◆空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の適正管理の促進

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき管理が不適切な空き家の所有者等に対して関係課等と連携して改善指導を実施しています。令和4年度（2022年度）から「第二次西宮市空家等対策計画」に基づき、管理が不適切な空き家の発生、特定空家等を生み出さない対策として、住宅や空き家の所有者等に対する啓発などによる予防的な取り組みを重点的に推進しています。また、空家の多様な利活用も促進しています。



図 4-5 空き家対策パンフレット

◆快適な生活環境保持のための鼠族・害虫駆除

感染症発生時においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、消毒及び感染症媒介昆虫等の駆除等を行います。また、平常時においては、感染症媒介昆虫等の発生源対策として水路や下水道等の公共施設において、蚊やねずみ等について調査・駆除を実施するとともに、ダニによる刺咬被害やアレルギー対策に関する啓発事業を実施し、市民の快適な生活環境の確保に努めています。

◆まちの美化・清掃活動

- ・毎年6月と12月にまちの美観を損ねるタバコの吸殻や空き缶などの散乱ごみを一掃するため、西宮市環境衛生協議会、西宮市ごみ減量等推進員会議と共催して「わがまちクリーン大作戦」を実施しています。令和5年度（2023年度）は6月と12月の2回実施しました。

- ・市民、事業者が日々行っている清掃活動を「見える化」し、まちをきれいにする取り組みの裾野を広げるため、令和3年（2021年）2月より、ごみ拾いアプリを導入しており、令和5年度（2023年度）は、4,067人の参加者がありました。

- ・ポイ捨てが多い市内10箇所の駅周辺において、まちの美化を目的としてタバコのポイ捨て禁止の呼びかけ等のマナー啓発を実施しています。また、定期的に職員が市内を巡回し、歩きたばこやポイ捨て禁止の指導・啓発を行っています。

- ・犬のふん放置については、飼い主が特定されている場合は、直接、啓発指導を行い、特定されていない場合は広報車等による巡回啓発を実施しています。また、広く周知するため、啓発チラシや看板の配付等を行っています。

3. 身近な自然、歴史や文化の次世代への継承

・西宮市が有する美しい景観を保全・育成していくために景観計画を策定し、一定規模を超える建築行為等に対し届出義務を課し適切な規制・誘導を行うとともに、特色のある景観を形成している地区等を景観地区・景観重点地区等に指定するほか、景観形成に寄与する重要な建築物を景観重要建造物・都市景観形成建築物等に指定しています。また、屋外広告物の規制を行い、公共サインの適正化にも取り組んでいます。

・地区ごとの特性に相応しい良好な環境を保全するため、地域主体の地区計画の指定を推進しています。令和5年度（2023年度）末時点で38地区が指定されており、区域内において建築物等の制限を行っています。

・経年等により劣化、毀損した文化財の保存修理のため、令和5年度（2023年度）は、国指定「神戸女学院正門及び門衛舎」、県・市指定「旧辰馬喜十郎住宅」、市指定「絹本著色虎関師練画像」及び埋蔵文化財「西宮神社社頭遺跡等出土文化財」の保存修理事業等を実施しました。



図 4-6 甲陽園目神山地区景観重点地区

4. 自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進

・地域による防災訓練や地区防災計画の作成支援のほか、震災を経験したまちとして、市公式 YouTube において、再生リスト「にしのみや防災チャンネル」を開設し、21本の防災啓発動画を公開するなど、市民に対する防災意識の向上に取り組む、自然災害に対応できるまちづくりを進めています。

・緊急時の一時避難地や避難経路の確保のため、公園緑地及び公園整備を進め、防災性の強化を行っています。

・また、公共施設において豪雨などによる浸水被害を防ぐため、雨水を一時的に貯め、下水道や河川への雨水の流出量を抑制する貯留施設を導入するほか、雨水貯留浸透施設を設置する市民に対して、設置費用の一部を助成しています。



図 4-7 防災訓練

行動目標1 学びあい

目標

すべての人が、生涯にわたり環境について学びあうまちのしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高めます。

多様で複雑化する環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりが暮らしと環境とのつながりを理解し、環境に対する理解を深め、自然、歴史、文化、産業、伝統といった地域資源を活用しながら、学びあうことが重要です。そのため、家庭や学校、職場、地域などのあらゆる場において学びあうしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高め、環境学習を軸とした持続可能なまちづくりを進めていきます。

取り組み

1. 学びあうまちのしくみづくり

西宮市では、幼少期からシニア世代まであらゆる世代が環境について学べる「エコカード・エコスタンプシステム」の利用を促進し、体系的な環境学習を進めています。

平成4年（1992年）に「2001年・地球ウォッチングクラブ・にしのみや（EWC）」事業をスタートし、子どもたちを中心とした環境学習の取り組みを地域とともに行ってきました。このEWC事業は、のちの環境省の「こどもエコクラブ」の基本モデルとなっています。

全国的にも先駆的な事業として展開してきた環境学習をさらに発展させ、地域に根づいた持続可能なまちづくりを進めていくために、平成15年（2003年）に全国初の「環境学習都市宣言」を行いました。

「環境学習都市宣言」以降、持続可能なまちづくりを進めるため、「エコカード・エコスタンプシステム」をはじめとした環境学習を軸とする環境施策を推進しています。

「エコカード・エコスタンプシステム」は、学校・地域・お店などで環境について学んだり、環境にやさしい商品を購入したときなどにカードにエコスタンプを押してもらうことができます。平成10年（1998年）に市内の全小学生を対象に導入して以降、就学前児童を対象とした「ちきゅうとなかよしカード」、中学生以上の市民を対象とした「市民活動カード」へ広がりました。令和5年度から「市民活動カード」を廃止し、家庭単位での環境学習の充実を図るため、小学生の保護者を対象とした「保護者用エコカード」を導入しました。

小学生を対象とした「EWCエコカード」は、エコスタンプを10個集めると「アースレンジャー（地球を守る人）」に認定

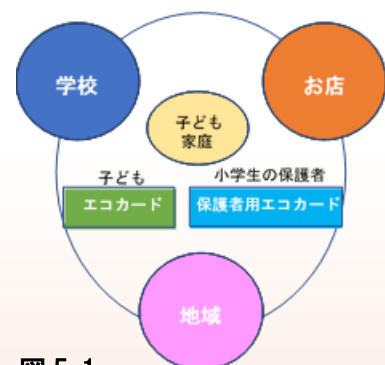


図5-1

エコカード・エコスタンプシステム

されます。令和2年度（2020年度）以降は従来のアースレンジャーとは違う方法で認定を行い、令和5年度（2023年度）のアースレンジャーの認定率は12.4%となっています。

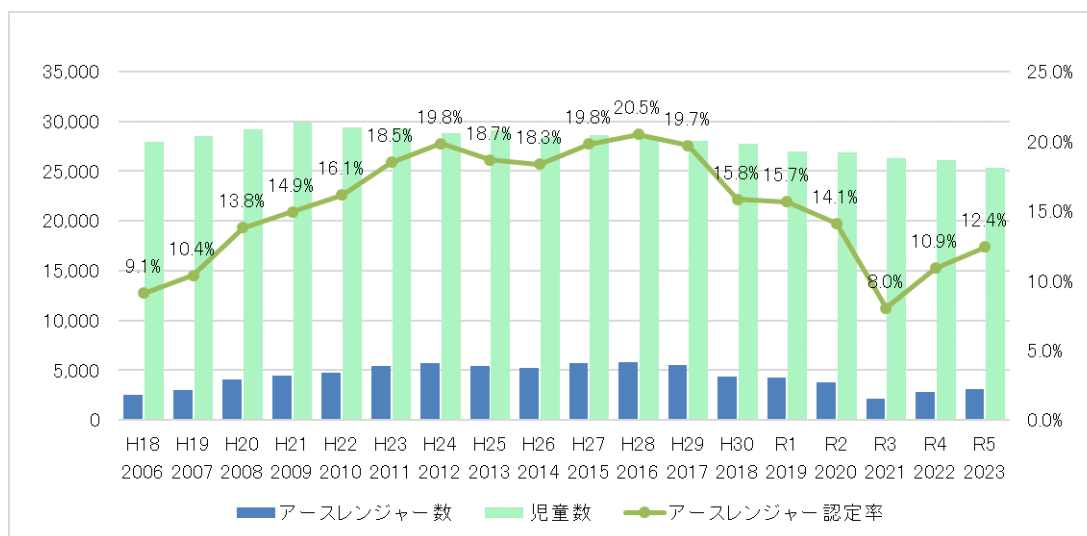


図 5-2 EWC事業実績

小学生を対象としたEWCエコカードと小学生の保護者を対象とした保護者用エコカードを足したエコ活動数は、令和5年度（2023年度）で64,549件でした。

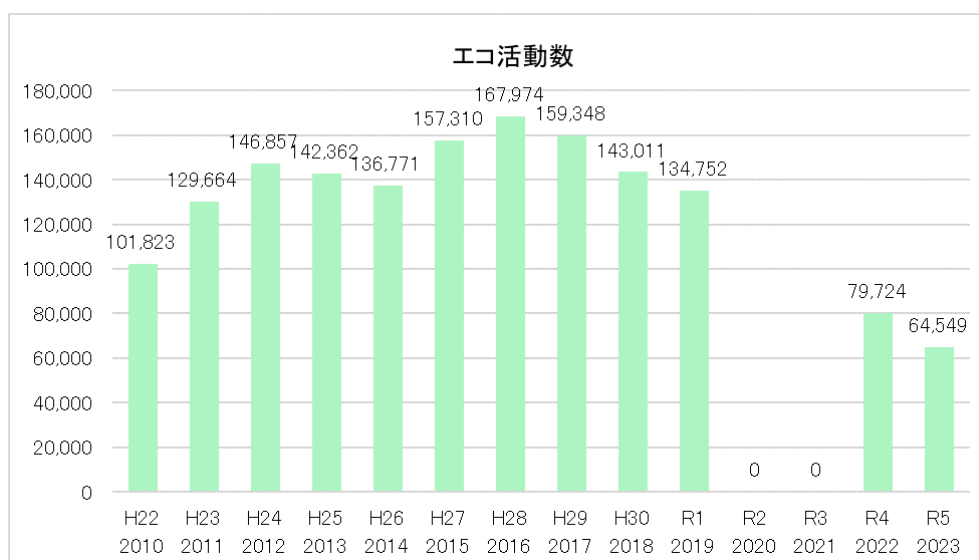


図 5-3 エコ活動数

・保育所における環境学習として、給食で使用した野菜や果実の皮、落ち葉を集め、コンポストを使って堆肥をつくるなど、子どもの身近な生活に関連したごみの減量化を進める活動を実施しています。また、公立保育所においてビオトープの整備を行い、身近な植物や生き物に親しめる環境作りを行っています。

・小・中学生を対象に、環境問題に対する関心を高めるため、ごみの減量・リサイクル、まちの美化、緑化、省エネなどをテーマとした環境ポスター展を実施しました。また、小中学校においても、ビオトープ等の整備を行い、自然と親しむ環境作りを行っています。

市民・事業者を対象として、一年間の環境に関する取り組みを紹介、展示した環境パネル展を開催しました。その他、幼稚園・保育所・小学校等に講師派遣や教材提供等を行う環境学習支援事業など、年間を通して多様な主体が環境学習に関わることができるプログラムを提供しています。



図 5-4 建石保育所のコンポスト



図 5-5 環境ポスター展示の様子

2. 環境学習を支える人材の育成

環境学習を継続、発展させていくためには、それを支えていく担い手の育成も重要です。そのため、保育士や教員を対象とした環境教育、また環境保全ボランティアやはなパル・にしのみやの養成、ごみ減量等推進員に対する研修などを実施しています。その他、地域や学校に対する出前講座なども実施しており、様々なステージにおいて環境学習を支える人材を育成しています。

3. 環境学習を推進する場の充実

・本市は都市部でありながら山・川・海といった自然に恵まれており、山の環境学習施設である「甲山自然環境センター」、川の環境学習施設である「環境学習サポートセンター」、海の環境学習施設である「甲子園浜自然環境センター」と環境学習の拠点となる施設を設置しています。



図 5-6 甲山自然環境センター

・「北山緑化植物園」や「植物生産研究センター花工房」などの植物、緑化について学べる施設、貝類専門の博物館である「貝類館」や粗大ごみの展示・再利用を目的とした「リサイクルプラザ」など、環境学習に関連する施設が多くあります。これらの施設で、それぞれ専門のイベントや講座などが開催され、環境意識を定着させる役割を果たしています。



図 5-7 環境学習サポートセンター

・また、ごみ処理施設や下水処理場などでも施設見学会を開催するなど、幅広く環境について学べる機会を提供しています。

・幅広い年代の方が利用する図書館においては、環境問題に関するブックフェアを開催し、啓発と情報提供に努めています。また、図書だけではなく地球温暖化対策やごみ削減などのチラシ・パンフレットを集めた環境コーナーを設置しています。



図 5-8 甲子園浜自然環境センター

4. 環境に関する情報収集と公開

環境に関する情報の収集と提供は、市民の環境行動や参加を促す上で重要なものです。そのため、市ホームページや市政ニュースなどの広報に加えて、EWC ホームページや市民自然調査ホームページ、貝類館収蔵貝類標本検索システムなどの情報ツールの活用を行っています。

その他にも、地球温暖化対策や資源循環、生物多様性などに関する出前講座・巡回相談会などを実施し、幅広く環境に関する啓発を行っています。

行動目標2 参画・協働

目標

市民・事業者・行政などの各主体、各世代の自律と協働、参画により地域力を高め、環境活動を進めます。

持続可能なまちづくりを進めるには、行政だけではなく、市民・事業者などあらゆる主体が連携・協働して取り組みを進めることが欠かせないほか、子どもから大人までが日々の生活の中で活動に参画できることが重要です。そのため、様々な主体や世代が参画・協働できるしくみを構築し、その中で、互いの立場を考慮し、人と人との絆を育むことを通じて、地域で生じる様々な課題を総合的に解決していくことを目指します。

取り組み

1. 各主体の特性に応じた自律した活動を推進

地域に根差した環境のまちづくりを推進するため、各地域で「エココミュニティ会議」の活動が行われています。同会議は、それぞれの地域課題に応じた取り組みを行っており、内容は省エネ活動から防災、地域の歴史や文化の継承など多岐にわたります。市は、同会議への助成や必要に応じた支援を行うとともに、各地域に設置された同会議が一堂に会し、情報交換を行う交流の機会を設けています。



図 6-1 エココミュニティ会議でのしめ縄作りの様子



図 6-2 防災・歴史を学ぶまち歩きの様子



図 6-3 グリーンカーテン植え付けの様子

環境目標の実現に向け、事業者及び市民団体等の参画と協働による取り組みを促進するため、「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム」を募集しています。認定された事業者等のプログラムについては、市広報媒体への掲載やエコカード・エコスタンプシステムとの連携などの支援を行います。



図 6-4 冬野菜の収穫体験の様子
(パートナーシッププログラム)

そのほか、環境に配慮した事業活動を促すため、事業者に対して、廃棄物の適正処理に関する研修や省エネの取り組みに対する支援などを行っています。

また、市民を対象に、地球温暖化防止、ごみ減量、生物多様性などをテーマとした勉強会や巡回相談会、講演会などを開催し、市民の自律的な環境活動を促進しています。

2. 各主体・各世代の参画と協働の推進

環境計画を推進するにあたり、各種計画の策定、進捗管理などを行う、市民・事業者・専門家で構成した組織である「西宮市環境計画推進パートナーシップ会議」や、環境計画関連事業を評価する組織である「西宮市環境計画評価会議」などを設置し、市民・事業者とともに環境施策を進めていく体制を構築しています。

令和5年度（2023年度）は、「西宮市環境計画推進パートナーシップ会議」において、地球温暖化対策、資源循環、生物多様性の分野に特化した個別部会を設け、様々な課題について環境施策を推進してきました。

環境計画を進める上で、市政への一層の参画と協働を実現するため、計画推進に係る各種組織において事業者、専門家、地域団体から派遣された市民や公募委員に参画していただいています。「西宮市環境計画推進パートナーシップ会議」及び「西宮市環境審議会」において各2名の委員が公募により選任されています。

また、各主体・各世代の参画と協働を進めるため、市政ニュースやSNS等の各種媒体により、広く環境に関する情報提供を行っています。

行動目標3 国際交流・貢献

目標

国際的視野をもち、世界の人々と協力して、より良い地球環境を未来に残すことに貢献します。

気候変動問題は国際社会が一体となって取り組むべき重要な課題であり、平成 27 年（2015 年）には、国際的な枠組みであるパリ協定が採択されています。こうした地球温暖化や生物多様性の減少、海洋汚染などの環境問題は世界に広がっており、私たちは身近な問題から地球全体の環境を考え、自らのこととして意識し、行動していくことが大切です。

また、地球環境問題の解決には、国レベルだけではなく、環境保全への取り組みにおいて他の国との市民レベルでのつながりも重要です。より良い地球環境を未来に残すため、世界の人々と手を携え、情報交換や相互交流など協働の取り組みを続けていきます。

取り組み

1. 世界の国々との環境を通じた協力や交流の推進

EWC環境パネル展は、生き物、自然、資源、ごみ、身近なまちのことから平和、福祉、国際、防災、産業など、市民の持続可能な社会に向けた取り組みを発表する催しであり、平成 4 年度（1992 年度）から始まっています。小学生がEWCの活動などで地球や環境に関して取り組んだ作品の他、中学生・大人や海外からの作品を展示しています。

近年は 300 点から 900 点ほどの海外作品の出展があり、令和 5 年度（2023 年度）は 1 か国から 453 点の作品の応募がありました。



図 7-1 環境パネル展

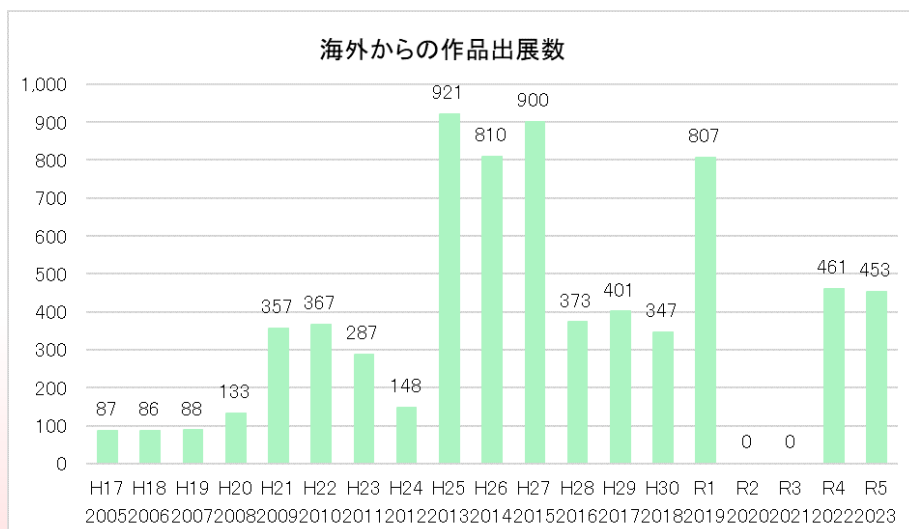


図 7-2 海外からの作品出展数

また、姉妹友好都市である中国・紹興市からの国際交流事務研修生が環境学習サポートセンターや環境ポスター展を見学するなど、海外の方と環境に関する交流を進めています。

2. 世界の人々への環境情報の発信

・日本の優れた処理技術や考え方に親しんでもらうことは、世界の人々へより良い環境を提供することにつながるとの考えから、廃棄物処理場や環境学習施設への海外からの視察訪問に協力しています。近年では、JICA（国際協力機構）と連携し、廃棄物分野を中心に海外の政府関係者及び自治体関係者が視察に訪れることができる機会を設け、アジア、オセアニア、中東などから、本市の西部総合処理センター内の焼却施設やリサイクルプラザ、環境学習サポートセンター等の視察に訪れています。

・令和元年（2019年）に、ソロモン諸島のホニアラ市等において、西宮市と同様の「環境学習都市宣言」が行われ、記念式典にあわせ、西宮市長から応援ビデオメッセージを送付しました。また、同宣言に先駆け、ホニアラ市長以下7名が西宮市に来訪した際には、本市が平成15年（2003年）に同宣言を行うに至った経緯の説明や環境関連施設の案内を行ったほか、両市が直面する環境課題に関する意見交換を行うなど、相互に交流を行いました。



図 7-3 ホニアラ市との交流

・令和5年度（2023年度）は、市長がホニアラ市を訪問し、両市は、環境学習都市として相互交流を通じ、持続可能な開発目標（SDGs）の達成や双方が抱える社会課題の解決に向けた協力関係を継続的に推進していくことを表明、「環境学習都市を宣言した西宮市とホニアラ市の相互交流協力関係に関する覚書」を締結しました。

各部門別の活動量の推計方法

項目		推計方法
産業部門	製造業	全国の業種別製造品出荷額あたりエネルギー消費原単位に西宮市の業種別製造品出荷額を乗じて求める。 ①西宮市の業種別製造品出荷額 ②全国の業種別エネルギー消費量 「エネルギー消費統計」 ③全国の業種別製造品出荷額 「工業統計」 計算：①×②÷③
	建設業・鉱業	建設業・鉱業から排出される二酸化炭素は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、兵庫県の従業者数あたり炭素排出量に対して、西宮市の従業者数を乗じて推計する。 ①兵庫県の建設業・鉱業炭素排出量 ②兵庫県の従業者数 ③西宮市の従業者数 計算：①÷②×③×44／12
	農林水産業	農林水産業から排出される二酸化炭素は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、兵庫県の従業者数あたり炭素排出量に対して、西宮市の従業者数を乗じて推計する。 ①兵庫県の農林水産業炭素排出量 ②兵庫県の従業者数 ③西宮市の従業者数 計算：①÷②×③×44／12
業務その他部門		業種別の延床面積あたりのエネルギー消費原単位に本市の業種別延床面積を乗じて求める。 ①業種別延床面積あたりエネルギー消費量 ②西宮市の業種別延床面積 計算：①×②
家庭部門		家庭のエネルギー消費量の排出係数を乗じて求める。 電気は、エネルギー供給事業者の販売量実績値を使用する。 都市ガス、L P ガス及び灯油は、家計調査における兵庫県の県庁所在地（神戸市）のデータを用いて本市の消費量を推計する。
運輸部門	自動車	自動車から排出される二酸化炭素は、道路交通センサス自動車起終点調査データの集計結果を利用し、以下の計算に基づき推計する。 ①人口当たりトリップ数（1日当たり） ②1トリップ当たりの走行距離 ③二酸化炭素排出係数 ④年間日数 ⑤人口 計算：①×②×③×④×⑤
	鉄道	鉄道から排出される二酸化炭素は、人口に比例すると仮定し、全国の人口あたり炭素排出量に対して、西宮市の人口を乗じて推計する。 ①全国の運輸鉄道炭素排出量 ②全国の人口 ③西宮市の人口 計算：①÷②×③×44／12
	船舶	船舶から排出される二酸化炭素は、甲種港湾又は乙種港湾に入港する船舶の総トン数に比例すると仮定し、全国の入港船舶総トン数あたり炭素排出量に対して、西宮市の入港船舶総トン数を乗じて推計する。 ①全国の運輸船舶炭素排出量 ②全国の入港船舶総トン数 ③西宮市の入港船舶総トン数 計算：①÷②×③×44／12
廃棄物部門	廃棄物の焼却に伴い発生する二酸化炭素	一般廃棄物から排出される二酸化炭素は、一般廃棄物処理施設で焼却される廃プラスチック類及び合成繊維の量に対して排出係数を乗じて推計する。 ①焼却処理量 ②水分率 ③プラスチック類比率 ④廃プラの焼却に伴う排出係数（2.77） ⑤全国平均合成繊維比率（0.028） ⑥合成繊維の焼却に伴う排出係数（2.29） 計算：{①×（1－②）×③×④}＋（①×⑤×⑥）

施策体系に基づく事業一覧

○低炭素

	担当課	事業名	事業概要	令和４年度	令和５年度
				実施状況	実施状況
1．地球温暖化対策に関する全体的な取り組み					
	環境企画課	市民を対象にした、地球温暖化対策や省エネルギー等の啓発	エネルギー勉強会や各種イベント等で再生可能エネルギーや省エネルギーの普及・啓発を図るとともに、市ホームページ等でも広報を行う。	■省エネチャレンジ事業 「うちエコ診断」の受診を促進するエコライフにしのみやキャンペーン及び家電の買替キャンペーンを実施し、合計184件の応募があった。 ■エネルギー勉強会 大阪ガスと共催でエコクッキングを実施し、小学校4年生以上の親子35名が参加し、調理実習を通じてごみを減らすなどの地球環境にやさしいエコな行動について学ぶ機会を提供した。また、山村硝子との共催の「ガラスびんはSDGsの夢を見るか？」では、親子30名が参加し、オリジナルガラスびん工作体験や見学会を行った。	■省エネチャレンジ事業 令和5年度は、環境学習都市20周年記念として、「西宮市省エネ家電購入応援キャンペーン」を実施。家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高い家電製品への購入を支援するキャンペーンを行い、2,876件の申請があった。 ■エネルギー勉強会 大阪ガスと共催でエコクッキングを実施し、小学生とその保護者30名が参加し、調理実習を通じてごみを減らすなどの地球環境にやさしいエコな行動について学ぶ機会を提供した。また、山村硝子との共催の「ガラスびんはSDGsの夢を見るか？」では、小学生とその保護者29名が参加し、オリジナルガラスびん工作体験や見学会を行った。
	環境企画課	職員を対象にした、地球温暖化対策や省エネルギー等の啓発	夏季（7～9月）、冬季（12月～3月）に重点的に省エネに取り組むほか、エネルギー使用量やエコオフィス活動等取り組み状況の自己点検や、環境マネジメントシステム研修を実施するなど、職員の意識向上を図る。	各局に照会を行い、全庁の電気等のエネルギー使用量を把握した。 コロナ禍の中、環境マネジメントシステムは法令等に基づくものを中心に実施した。	節電の徹底について庁内へ周知を図った。 また、「クールビズ」の期間を廃止し、「エコスタイルキャンペーン」を通年で行うこととした。 各局に照会を行い、全庁の電気等のエネルギー使用量を把握した。 コロナ禍の中、環境マネジメントシステムは法令等に基づくものを中心に実施した。
2．省エネルギーの推進・普及啓発					
①ライフスタイル・ワークスタイルの転換					
	契約管理課	工事請負契約における環境配慮評価点の導入	工事請負指名競争入札における業者格付基準において主観数値の加算を実施しており、当該評価項目の1つとして、エコアクション21の認証取得事業者に対する加点を行っている。	西宮市内に本店（本社）を有する事業者で、業者格付基準に基づく主観数値の加算を希望する者に対し格付主観数値申請を受付けた。	西宮市内に本店（本社）を有する事業者で、業者格付基準に基づく主観数値の加算を希望する者に対し格付主観数値申請を受付けた。

					令和４年度	令和５年度
		担当課	事業名	事業概要	実施状況	実施状況
		消費生活センター	地産地消を含むエシカル消費の取り組み（消費）	消費生活センターに登録している消費生活の問題について市内で活動している団体とともに、消費生活展や講演会・学習会等を実施し、人や社会、地球環境に配慮した行動などの啓発に努めている。	消費生活展及びストリートギャラリーにおいて消費者団体のパネル展示を実施した。	消費生活展、ストリートギャラリー及びららストリートギャラリーにおいて消費者団体のパネル展示を実施した。また宮っ子でエシカル消費に係る情報を発信した。
		農政課	地産地消の取り組み（農産物）	西宮市内の農産物を、農家が直接販売することで地産地消の推進を図っている。	フラワーフェスティバルin西宮での即売会の実施は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から見送った。また、西宮市農業祭は同様の観点から即売会は中止したが、農産物品評会は３年ぶりに開催した。	フラワーフェスティバルin西宮での即売会を実施。また、西宮市農業祭は即売会と農産物品評会を実施した。
		健康増進課	地産地消の取り組み（食育）	出前健康講座等において西宮の農業や市内産野菜の講話を通じ、地産地消の推進を図っている。	（出前健康講座）新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。	0件（該当テーマの依頼なし）
		学校給食課	地産地消の取り組み（学校給食）	学校給食法で、学校給食としての食の指導の観点から、地域の食文化や産業、自然の恩恵に対する理解を深めることが規定されており、西宮産野菜を使用した地産地消の推進を図っている。	市内農産物の使用実績 西宮産農産物　3品目 使用回数　年7回程度	市内農産物の使用実績 西宮産農産物　1品目 使用回数　年2回程度
	②省エネルギー機器等の導入促進					
		地域コミュニティ推進課	公共施設の省エネ機器の導入（ＬＥＤ照明、空調等）	上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事において、LEDを基本として整備を行う。（R6.5末竣工予定）	工事に向けた準備等を行った。	工事を実施した。
		地域コミュニティ推進課	公共施設の省エネ機器の導入（ＬＥＤ照明、空調等）	防犯灯の市直営化を行い、地球環境保護の観点から全ての防犯灯のLED化を行う。	要望により設置（増加）　29台 私道上等の不要分を削減　31台 累計　20,968台	要望により設置（増加）　　122台 私道上等の不要分を削減　　74台 累計　21,019台
		道路補修課	公共施設の省エネ機器の導入（ＬＥＤ照明、空調等）	地球環境保護の観点から道路照明灯のLED化を行う。	道路照明灯のLED化　N=89基	道路照明灯のLED化　N=93基
		公園緑地課	公共施設の省エネ機器の導入（ＬＥＤ照明、空調等）	地球環境保護の観点から公園照明灯のLED化を行う。	公園照明灯のLED化 累計約2000基　実施済み	公園照明灯のLED化　実施済み 新設する照明灯についてもLED化を行う。
		若竹生活文化会館	公共施設の省エネ機器の導入（ＬＥＤ照明、空調等）	若竹生活文化会館の照明機のLED化を行う。	2階集会室、1階ロビー及び1階事務所の照明機器をLED照明機器に取替修繕を行った。	2階集会室及び3階講堂の照明機器をLED照明機器に取替を行った。
		文化スポーツ課	公共施設の省エネ機器の導入（ＬＥＤ照明、空調等）	諸室空調設備の導入及び運動施設の照明機のＬＥＤ化を行う。	各施設照明のLED化について、中央テニスコートの屋外照明と、中央体育館分館アリーナ照明のLED化を実施した。 空調設備について、省エネ機器への更新は無かった。	各施設照明のLED化について、更新は無かった。 空調設備について、省エネ機器への更新は無かった。
		保育所事業課	公共施設の省エネ機器の導入（ＬＥＤ照明、空調等）	公立保育所の耐震化のための大規模改修（耐震補強）もしくは建替に伴い、照明機のLED化を行う。	津門保育所・津門児童館改築工事において、LEDを基本として整備中。（R5.9末竣工予定）	上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事において、LEDを基本として整備中。（R6.5末竣工予定）

		担当課	事業名	事業概要	令和４年度	令和５年度
					実施状況	実施状況
		学校管理課	公共施設の省エネ機器の導入 （ＬＥＤ照明、空調等）	市立学校の照明設備のLED化を行う。	小学校3校、中学校15校、義務教育学校1校の校舎の照明設備をLED化した。	小学校16校、中学校1校、高等学校2校の校舎等の照明設備をLED化した。
		庁舎管理課	ＥＳＣＯ事業の導入	既存設備の設備改修において、民間事業者による光熱水費など省エネルギーの削減効果を保証するESCOサービスを利用し、省エネ設備の導入と設備更新を図る。	すこやかケア西宮（平成24年度導入） 省エネルギー率35.7% CO2削減率41.4%	すこやかケア西宮（平成24年度導入） 省エネルギー率 35.6% CO2削減率 40.9%
		管財課（車両）	次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入	新規導入または更新の際、次世代自動車の導入を図る。	次世代自動車の新規導入なし 累計 天然ガス自動車 0 台 ハイブリッド自動車 5 台 クリーンディーゼル自動車 0 台 全体に占める次世代自動車の割合 6%	電気自動車 2 台導入
		美化企画課	次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入	塵芥収集車の新規導入または更新の際、次世代自動車の導入を図る。	小型じんかい車（クリーンディーゼル仕様車：3 台） 普通ダンプ車（ハイブリッド仕様車：2 台） バキューム車（クリーンディーゼル仕様車：1 台） 全体に占める次世代自動車の割合 81.2% （6 9 台中 5 6 台）	小型じんかい車（クリーンディーゼル仕様車：5 台） 全体に占める次世代自動車の割合 81.4% （7 0 台中 5 7 台）
		消防局企画課	次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入	消防車両等の新規導入または更新の際、ディーゼルエンジンを搭載する車両については、現行の環境基準に適合したクリーンディーゼル自動車を導入する。	消防局車両：2 台 消防ポンプ自動車 消防団車両：1 台 消防団ポンプ自動車	消防局車両：1 台 水槽付消防ポンプ自動車
		文化スポーツ課	次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入	電気自動車を導入する。	新規導入 0 台 累計：電気自動車1台	新規導入 0 台 累計：電気自動車1台
		施設管理課	次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入	電気自動車を導入する。	新規導入 0 台 累計 電気自動車1台	新規導入 0 台 累計 電気自動車1台
		美化企画課	次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入	電気自動車を導入する。	新規導入 0 台 累計 電気自動車1台	新規導入 0 台 累計 電気自動車1台
		公園緑地課	次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入	電気自動車を導入する。	電気自動車を再リースし、使用している	電気自動車を再リースし、使用している

		担当課	事業名	事業概要	令和４年度	令和５年度
					実施状況	実施状況
		資産税課	省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置	熱損失防止改修（省エネ改修）工事を行った場合は、申告によりその家屋に対する固定資産税の軽減を行っている。	実績 8 件	実績148件
		資産税課	再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の軽減	一定の要件を備えた再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の軽減を行っている。	実績なし	実績なし
		事業系廃棄物対策課	次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入	電気自動車を導入する。	新規導入0台 累計 電気自動車0台	新規導入 1 台 累計 電気自動車1台
3．再生可能エネルギーの導入・普及啓発						
		発達支援課	公共施設の再生可能エネルギー設備の導入（太陽光発電、風力発電等）	こども未来センターにおいて、太陽光発電を行い、売電を行う。	売電量 11,099kWh	売電量 10,974kWh
		公園緑地課	公共施設の再生可能エネルギー設備の導入（太陽光発電、風力発電等）	津門中央公園にて、太陽光発電を行い、余剰分の売電を行う。	売電量 1,253kWh	売電量 1,172kWh
		環境企画課	太陽光発電・蓄電池設備の共同購入事業	自治体が支援事業者と協定を結び、太陽光発電、蓄電池設備の購入希望者を募り一括して発注することでスケールメリットを活かし、通常よりも安い価格で購入できる仕組みを活用し、さらなる再生可能エネルギーの普及拡大を目指す	■太陽光及び蓄電池設備の共同購入事業の登録件数及び契約実績 登録者数431件 契約件数 ・太陽光パネル8件 ・蓄電池設備9件 ・太陽光及び蓄電池設備19件	■太陽光及び蓄電池設備の共同購入事業の登録件数及び契約実績 登録者数186件 契約件数 ・太陽光パネル4件 ・蓄電池設備4件 ・太陽光及び蓄電池設備4件
		環境企画課	戸建住宅ZEH化及び断熱リフォーム促進補助事業	市域の家庭部門における排出抑制を目的に戸建住宅のZEH化支援及び高性能建材を用いた断熱リフォームを実施する住宅への補助を行う	■戸建住宅のZEH化事業 4件 ■断熱リフォーム 0件	■戸建住宅のZEH化事業 14件 ■断熱リフォーム 0件
		学校管理課	環境学習用太陽光発電パネルの設置	校舎増改築工事に伴い、太陽光パネルを設置することで、学校教育における環境学習の推進を図る。	安井小学校の校舎改築にあわせ、太陽光パネルを設置した。瓦木中学校については太陽光パネルを設置する校舎の改築に着手した。	瓦木中学校について、令和6年度中の新校舎竣工及び太陽光パネルの設置に向け、引き続き校舎改築工事を進めた。
4．地域環境の整備						
①公共交通の利用促進と自動車交通の低炭素化						
		交通政策課	バス関連助成事業（さくらやまなみバス・コミュニティ交通）	公共交通の確保・維持および利便性の向上を目的として、さくらやまなみバスの運行事業者に対し助成を行うほか、地域主体のコミュニティ交通の導入検討及び運営に対し支援を行う。	さくらやまなみバス年間輸送人員408,568人 運行損失等に対する補助、専門家の派遣、地域や運行事業者と連携した利用促進策の実施、コミュニティ交通導入を検討する地域への支援	さくらやまなみバス年間輸送人員385,517人 運行損失等に対する補助、専門家の派遣、地域や運行事業者と連携した利用促進策の実施、コミュニティ交通導入を検討する地域への支援

					令和４年度	令和５年度
		担当課	事業名	事業概要	実施状況	実施状況
		交通政策課	路線バス停留所上屋ベンチ整備事業	西宮市内路線バス停留所に係る上屋及びベンチの整備を促進し、市民交通の利便性の向上を図るため、路線バス事業者に対し、西宮市路線バス停留所に係る上屋及びベンチ整備の補助金を交付する。	補助実績 上屋0基、ベンチ0基 補助累計 上屋67基、ベンチ37基	補助対象にタクシー事業者を追加 補助実績 上屋1基、ベンチ0基 補助累計 上屋68基、ベンチ37基
		交通政策課	マイバス・マイ電車の日	毎月最終の金曜日を「マイバス・マイ電車の日」として、マイカーから公共交通への利用転換を呼び掛ける。	未実施	未実施
		交通政策課	シェアサイクル利用動向調査事業	市民等が手軽に利用でき、かつ環境にも優しい新たな交通手段としてシェアサイクルに着目し、公共交通の補完をはじめ、経済活動の活性化やまちの魅力度向上など、様々な事業効果等を検討するため、民間事業者と共同で利用者の動向を調査す	利用動向調査の期間を延長した。（令和6年3月末まで） サイクルポート数65箇所（令和5年3月末現在）	利用動向調査の期間を延長した。（令和6年3月末まで） サイクルポート数76箇所（令和6年3月末現在）
	②緑化の推進					
		花と緑の課	緑のカーテンの支援・普及啓発	誰でも身近で簡単に取り組むことができる、省エネなどエコな活動としての「緑のカーテン」づくりの普及・啓発ならびに支援などの事業を実施する。	学校・園などの公共施設へのカーテン用植物苗の配付による普及を行った。また緑のカーテン制作・維持管理についてのパンフレットを作成し、啓発事業などを行った。	学校・園などの公共施設へのカーテン用植物苗の配付による普及を行った。また緑のカーテン制作・維持管理についてのパンフレットを作成し、啓発事業などを行った。
	花と緑の課	建築物の緑化の推進	県の条例に基づき、市街化区域内において一定規模以上の建築物を新築・改築・増築する場合、緑化基準に従った建築物および敷地内の緑化が義務付けられている、市は開発事業者より建築物緑化等計画届・完了届の提出を受けて指導・完了検査を行い、県に報告する事務を行っている。	申請件数 16件 完了件数 12件	申請件数 12件 完了件数 18件	
5．資源循環型社会の形成						
	施設管理課	ごみ最終処分量の減量化	資源ごみA（新聞紙・ダンボール・紙パック・古着）、資源ごみB（雑誌・古本・チラシ・紙箱）、ペットボトル、その他プラの分別収集を行うとともに、不燃ごみ・粗大ごみからの有価物（ガラス・鉄・アルミ等の非鉄金属等）の回収による再資源化を進め、西部総合処理センター・東部総合処理センターに搬入されたごみの最終処分量（焼却灰等）の減量化に努める。	・再資源化実績 14,536 t （内訳）資源ごみA・B 5,611 t ペットボトル 848 t 不燃・粗大ごみ資源回収 3,000 t 焼却灰セメント化 1,498 t その他プラ 3,401 t 小型家電 174 t 段ボール4 t ・最終処分量（埋立処分） 18,858 t ・リサイクル率（資源化量／ごみ排出量） 15.6% （23,391 t／150,191 t）	・再資源化実績 14,052 t （内訳）資源ごみA・B 5,303 t ペットボトル 897 t 不燃・粗大ごみ資源回収 2,843 t 焼却灰セメント化 1,499 t その他プラ 3,266 t 小型家電 171 t 段ボール4 t マットレス69t ・最終処分量（埋立処分） 16,813 t ・リサイクル率（資源化量／ごみ排出量） 15.5% （22,447 t／144,735 t）	

	担当課	事業名	事業概要	令和４年度	令和５年度
				実施状況	実施状況
	施設整備課 施設管理課 環境企画課	廃棄物発電等ごみ処理施設廃熱の有効利用	西部総合処理センター、及び東部総合処理センター焼却施設において、ごみ焼却時に発生する蒸気を施設内の諸設備で使用するほか、蒸気タービンによる発電を行い、CO ₂ 排出量を削減する。	■蒸気利用状況 ・西部総合処理センター：発電 144,859トン、その他 82,441トン、施設外利用 1,244トン、復水量 6,975トン 合計 235,519トン ・東部総合処理センター：発電 170,416トン、その他 34,133トン、施設外利用 0トン、復水量 170トン 合計 204,719トン ■発電 ・西部総合処理センター：発電量 21,093千 k Wh、売電量 7,994千 k Wh、売電収入 62,473千円 ・東部総合処理センター：発電量 28,521千 k Wh、売電量 20,132千 k Wh、売電収入 285,248千円	■蒸気利用状況 ・西部総合処理センター：発電 134,423トン、その他 79,612トン、施設外利用 999トン、復水量 3,046トン 合計 218,680トン ・東部総合処理センター：発電 162,732トン、その他 33,066トン、施設外利用 0トン、復水量 134トン 合計 195,932トン ■発電 ・西部総合処理センター：発電量 19,006千 k Wh、売電量 6,166千 k Wh、売電収入 48,242千円 ・東部総合処理センター：発電量 27,068千 k Wh、売電量 18,730千 k Wh、売電収入 258,037千円
6．気候変動に対する適応策					
	健康増進課	熱中症に関する情報提供	イベント等において、熱中症の予防、および熱中症の対処方法等についての啓発を行う。	・市民を対象にリーフレット437部配布 ・市政ニュース、さくらFM等で熱中症予防の啓発	・市民を対象にリーフレット122部配布 ・市政ニュース、さくらFM等で熱中症予防の啓発 ・6/30に熱中症予防啓発イベント実施他、各事業での予防啓発
	保健予防課	蚊媒介感染症に関する情報提供	様々なメディアを通して蚊媒介感染症に関する啓発を行う。	さくらFM（１回）及び市政ニュース（１回）にて啓発を行った。	さくらFM（１回）及び市政ニュース（１回）、本庁舎1F広報コーナー（1回）にて啓発を行った。

○資源循環

	担当課	事業名	事業概要	令和４年度	令和５年度
				実施状況	実施状況
1. ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用					
①廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進					
	防災危機管理課	賞味期限・保存年限の近い 非常用備蓄物資の配布	非常用備蓄物資の無駄な廃棄を削減するため、賞味期限が残り1年を切る見込みとなった食料や保存年限が終了する備蓄物資を、市立小・中学校その他関係機関等へ配布する働きかけを行うなど、有効活用する取り組みを実施する。	・ 備蓄食用約47,000食を市立小・中学校生徒及びNPO法人等へ配布した。 ・ 粉ミルク約2,800食をNPO法人等へ配布した。	・ 備蓄食料約48,000食を市立小・中学校生徒及び社会福祉協議会等へ配布した。
	消費生活センター	食品ロスの削減 （フードドライブの実施）	食品ロスの削減及び消費者の関心を高めるため、家庭で余っている食品の持ち寄りを市民に呼びかけ、回収された食品をフードバンク関西を通じて必要としている福祉団体や施設、生活困窮者等に寄付を行う。	消費生活展において、環境部局及び武庫川女子大学と連携し、食品ロスに関する啓発イベントを行った。	消費生活展において、美化企画課と連携しフードドライブに関するパネルを設置し、啓発を行った。
	美化企画課	食品ロスの削減 （フードドライブの実施）	食品ロスの削減及び消費者の関心を高めるため、家庭で余っている食品の持ち寄りを市民に呼びかけ、回収された食品をフードバンク関西を通じて必要としている福祉団体や施設、生活困窮者等に寄付を行う。	令和4年4月～令和5年3月の実績 常設型フードドライブにより8,491kg回収し、フードバンク関西に寄付した。	令和5年4月～令和6年3月の実績 常設型フードドライブにより6,738kg回収し、フードバンク関西に寄付した。（市内5事業者18店舗）
	事業系廃棄物対策課	食品ロスの削減 （事業系食品ロスの削減）	みやたんを利用した食べ残しなどの食品ロス削減啓発ポップを作製し、市内事業者に配布するとともに、在庫をかかえない仕入れや調理の工夫を依頼する。協力事業者は、市ホームページにて紹介する。	「西宮市食品ロス削減パートナー制度」広報を拡充し、認定事業者増加に取り組んだ。 認定事業者数：106	「西宮市食品ロス削減パートナー制度」広報を拡充し、認定事業者増加に取り組んだ。 認定事業者数：106
	美化企画課	レジ袋削減推進・買い物袋持参運動 （レジ袋削減キャンペーン）	ごみの発生抑制・減量を啓発することを目的として、事業者と行政が「西宮市レジ袋削減に関する協定」を締結し、レジ袋削減・マイバッグ持参を進めている。また、市内食品系量販店・百貨店・ドラッグストアに呼びかけて、買い物袋（マイバッグ）持参キャンペーン（レジ袋削減キャンペーン）を行ない、市民に啓発ポケットティッシュを配布し、レジ袋削減の呼びかけを行う。	店頭キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。	店頭キャンペーンは、実施していない。

		担当課	事業名	事業概要	令和４年度	令和５年度
					実施状況	実施状況
		美化企画課	給水スポット	プラスチックごみによる海洋汚染など、世界的な問題であるプラスチックごみ問題に対するアプローチの一環として、誰もが自由に給水することが可能となる給水スポットの整備を進めることにより、市民のライフスタイルの転換を図り、マイボトルの利用を推奨することによりペットボトルの排出抑制を図るとともに、ペットボトルの製造過程および運搬時等に排出されるＣｏ２排出量の削減を図る。	NATSで連携し、４市共通のMAPを作成した。また、阪急電鉄の協力のもと、NATS各市の阪急駅構内で給水スポットを設置する実証実験を行った結果、今年度より各市の阪急駅構内（各市１駅）に給水スポットが常設されることとなった。	市役所本庁舎等の公共施設11箇所に水道直結式のマイボトル専用給水機を設置した。
②不用品の再利用（リユース）の推進						
		施設管理課 施設操作課	リサイクルプラザを利用したリユースの推進	廃棄された粗大ごみを修理・再利用することにより、市民にごみの減量や再資源化を図る意識を高める啓発を行う。	粗大ごみの中から再利用できる物を市民に提供。自転車修理教室、親子紙すき教室を開催するとともに、クリーン西宮展の一環として「出張いきいきごみ展」を開催した。 ・リサイクルプラザ来場者：21,404人 工房利用者：1,115人 再利用件数：7,263件 ・イベント（啓発事業）参加者数：2,694人	粗大ごみの中から再利用できる物を市民に提供。自転車修理教室、親子紙すき教室を開催するとともに、クリーン西宮展の一環として「出張いきいきごみ展」を開催した。 ・リサイクルプラザ来場者：28,709人 工房利用者：1,149人 再利用件数：7,942件 ・イベント（啓発事業）参加者数：4,388人
		美化第３課	しゅんせつ土砂の有効利用	廃棄物の発生抑制と再使用の観点から、水路清掃により集めた土砂の有効利用、また埋立処分量を減らす為、土砂の一部を消毒処理し「園芸用土砂」として再生し袋詰めしたもの等を配布する。	「園芸用土砂」として再生し袋詰めしたものを美化第3課に取りに来られた市民に年間約2.76 t を配布した。	「園芸用土砂」として再生し袋詰めしたものを美化第3課に取りに来られた市民に年間約1.85 t を配布した。
		読書振興課	リサイクル図書市民無料配布	「西宮市立図書館資料収集管理要綱」に基づき、図書館で活用できなくなった除籍資料や寄贈資料のうち、再利用できるものを市民に無料配布し、廃棄物の減量と資源の有効活用に取り組む。	68,779冊 （中央・北部・鳴尾・北口図書館において実施）	69,094冊 （中央・北部・鳴尾・北口図書館において実施）
③資源の再生利用（リサイクル）の推進						
		美化企画課	再生資源集団回収実施団体 奨励金交付制度	古紙類等の再資源化を促進するため、要件を満たす市民団体に対し、回収量1kgに対し3円の奨励金を交付している。	団体数 575団体 交付金額 26,497,400円	団体数 569団体 交付金額 24,792,300円

		担当課	事業名	事業概要	令和４年度	令和５年度
					実施状況	実施状況
		美化企画課	使用済小型家電リサイクル事業	以下の①～④の回収方法で、回収した使用済小型家電を事業者へ渡し、小型家電の再資源化の取り組みを行っている。 ①拠点回収（公共施設・民間商業施設等に回収ボックスを設置） ②ピックアップ回収（処理センターに搬入された粗大ごみの中から対象品を手選別） ③イベント回収（市民まつり等の各種イベント開催時に来場者より回収） ④宅配回収（認定事業者のリネットジャパンリサイクル株式会社〔愛知県名古屋市〕と協定を締結）	市内公共施設や民間施設等の35箇所に回収ボックスを設置し、週1～2回程度、美化第3課が巡回回収を実施。	市内公共施設や民間施設等の34箇所に回収ボックスを設置し、週1～2回程度、美化第３課が巡回回収を実施。
		事業系廃棄物対策課	事業系古紙類の分別・再資源化推進事業	平成30年2月から、再資源化の推進のため、西宮浜、鳴尾浜地区の希望する事業者を対象に「事業系古紙類モデル地区回収」を実施している。	古紙類の分別排出の促進を目的に、にしのみや環境サポート協同組合と連携し、収集運搬の契約者に対し、事業系の古紙類について可能な限り再資源化するよう呼びかけるチラシを配布した。	事業者も持ち込み可能な古紙類拠点回収の周知を行うため、ホームページの掲載と事業系廃棄物研修会でチラシ等の配布を行った。
		総務課	庁内廃棄文書のリサイクルによる資源化	保存期間を満了した庁内文書（総務課書庫保存分）について、焼却処理等ではなく、リサイクル施設での破碎及び溶解処理により再生紙等の原料となるように処分することで、再資源化の促進を図る。	回収実績 10,620kg	回収実績 10,520kg
		事業系廃棄物対策課	庁内機密文書類リサイクルによる資源化	再資源化の推進及び資源（紙）の発生抑制のため、庁舎内で発生する機密文書類を製紙会社に搬入し、トイレットペーパーに再生する。	平成29年度より開始した庁内廃棄機密文書の回収を令和4年度より3回/年から17回/年に拡充した。 回収実績 100,390kg	庁内で発生した廃棄機密文書の回収し再資源化を行うため、令和５年度は14回実施した。 回収実績 94,740kg
		会計課	庁内発生古紙類等のリサイクルによる資源化	再資源化の推進のため、庁内で発生する古紙類等を分別回収し、回収業者に引き渡している。	回収実績 81,060kg （内訳）ダンボール 14,730kg 新聞紙 13,040kg 雑誌類 27,820kg （電算帳票含む） シュレッダー 25,470kg	回収実績 82,690kg （内訳）ダンボール 11,730kg 新聞紙 12,980kg 雑誌類 33,110kg （電算帳票含む） シュレッダー 24,870kg
		④上記以外の取り組み				
		美化企画課	親子で環境バスツアー	循環型社会に向けた市民啓発として、小学校4年生から6年生までの親子による、資源循環型社会について学ぶ環境学習ツアーを開催している。	令和4年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。	令和5年8月4日に実施し、19組37名が参加。

					令和４年度	令和５年度
		担当課	事業名	事業概要	実施状況	実施状況
		美化企画課	出前授業	持続可能な資源循環型社会の形成に向け、ごみ減量・再資源化の大切さを理解してもらうために、西宮市のごみの分別、リサイクル事業を講座形式で説明、また、実際のごみ収集車を用いてごみの投げ入れ体験を行う。	小学校28校　約3,095人	小学校23校　約2,479人
		美化企画課	メルカリ教室	近年、増加傾向にある粗大ごみの減量は重要な取り組みであることから、市民のリユース活動を促進するため、フリマアプリ「メルカリ」の出品体験教室を開催している。	合計3日間（1日2部制）開催し、参加者104名	令和6年3月23日に開催（午前・午後）し、36名が参加。
		施設操作課	こどもが店主のフリーマーケット	市内の小学生を対象とした子供店主によるフリーマーケットを開催し、リユースの推進、物を長く使用することで資源の節約、ごみ減量に対する啓発活動の一つの方法として年に一回行っている。	出店数24店　来場者510人	出店数22店　来場者482人
		事業系廃棄物対策課	事業系一般廃棄物研修会	市内の事業者を対象に、事業系一般廃棄物の再資源化、減量を推進するために年1回実施している。	令和5年2月17日に市内事業者を対象に実施した。本市の事業系指定ごみ袋制度の効果や、産業廃棄物と一般廃棄物の廃棄物処理法上の解釈や課題等について専門家を招き講義を行った。	令和6年2月16日に市内事業者を対象に実施した。西宮市一般廃棄物処理基本計画の基本方針「分別の徹底とリサイクルの促進」において、「再資源化可能な古紙類の分別排出の徹底」を重点施策とし講義を行った。
		美化企画課	ごみ減量等推進員の委嘱	一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔で快適な生活環境の確保に向け、地域の中に市民と行政のパイプ的役割を果たす廃棄物問題のリーダーを養成する。	ごみ減量等推進員　511名	ごみ減量等推進員　490名
		美化企画課	ごみ減量等推進員対象研修の実施	一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔で快適な生活環境の確保のため、地域の中に市民と行政のパイプ的役割を果たす廃棄物問題のリーダーに向けた研修として「ごみ減量等推進員研修会」を年1回開催している。	5月30日（ごみゼロの日）に研修会を西宮市立勤労会館ホールで実施。 新型コロナウイルス感染症対策として人数制限を行った。 参加人数　111名	5月30日（ごみゼロの日）に研修会を西宮市立勤労会館ホールで実施。 参加人数　181名
2.環境にやさしいごみの適正処理の推進						
①各主体による適正処理の推進						
		事業系廃棄物対策課	産業廃棄物の不適正処理の監視・指導	産業廃棄物処理業者等から提出される各種申請に関する審査及び許可、適正処理に係る指導・啓発を行うほか、排出事業者に対しても指導・啓発を行うことにより、市内における不法投棄、野外焼却等の不適正処理の防止を図る。	令和4年度 （産業廃棄物処理業者への立入件数） 2 1 件 （産業廃棄物排出事業者への立入件数） 1 9 件 （不法投棄、野外焼却、その他の苦情・通報による立入件数） 不法投棄1件、野外焼却11件、その他3件 （不適正処理監視パトロールの回数） 4 4 回	令和5年度 （産業廃棄物処理業者への立入件数） 17件 （産業廃棄物排出事業者への立入件数） 111件 （不法投棄、野外焼却、その他の苦情・通報による立入件数） 不法投棄1件、野外焼却4件、その他8件 （不適正処理監視パトロールの回数） 46回

		担当課	事業名	事業概要	令和 4 年度	令和 5 年度
					実施状況	実施状況
		施設管理課 施設操作課 施設整備課	一般廃棄物処理施設の整備 及び適正な運転管理	継続的にごみの適正処理を行うため、整備・修繕等を行い、 廃棄物処理施設を常に健全な状態に維持する。また、安定的 な事業を継続するとともに、周囲環境への負荷低減（廃棄 物・大気・水質等）に努める。	周囲環境の環境負荷については、環境基準（ばい煙、 粉じん、排水、ダイオキシン）を超えることはなかつ た。	周囲環境の環境負荷については、環境基準（ばい煙、 粉じん、排水、ダイオキシン）を超えることはなかつ た。
		施設整備課 施設管理課	広域廃棄物埋立処分場建設補助事業	ごみの適正処理の推進と最終処分場の確保のため、大阪湾 フェニックス計画による廃棄物埋立処分場の建設工事のう ち、一般廃棄物（焼却灰等）にかかる建設費を負担する。	負担金実績 20,095千円	負担金実績 24,855千円
		施設操作課 施設管理課 事業系廃棄物対策課	事業系一般廃棄物の適正処理推進	事業系ごみの適正処理を推進するため、展開検査によって、 不適物の発見並びに排出者等への指導・啓発を実施する。	実績件数 194件	実績件数 181件
		美化第 2 課	不法投棄対策事業	ごみの適正処理を推進するため、家電リサイクル法対象機器 を含む一般廃棄物の不法投棄を防止するための指導、啓発を 行う。	6月、11月不法投棄防止協議会の開催及び巡回パト ロールの実施。 6月の不法投棄防止協議会については新型コロナウイル ス感染症拡大防止の観点から書面にて開催。	6月、11月不法投棄防止協議会の開催及び巡回パト ロールの実施。 6月の不法投棄防止協議会については書面にて開催。

○生物多様性

	担当課	事業名	事業概要	令和4年度	令和5年度
				実施状況	実施状況
1. 多様な生物の保全及びその生息・生育環境（生態系）の再生と創造					
①地域活動等を通じた生物多様性の保全	地域コミュニティ推進課	船坂里山学校における ビオトープの管理	廃校となった小学校跡施設活用の一つとしてプール設備を活用したビオトープを一般公開し、生物の多様性、などについて広く周知する。	見学者に一般公開し、生物の多様性などについて、周知を行った。	見学者に一般公開し、生物の多様性などについて、周知を行った。
	公園緑地課 花と緑の課	市民参画による生物多様性に 配慮した公園・緑地の管理	市民参画による公園・緑地の管理に際し生物多様性に配慮した管理を行う。	市民ボランティアによる植物などの保全活動や、海浜の清掃活動が継続的に実施された。また、必要に応じて助言や、広報面での協力を行った。	市民ボランティアによる植物などの保全活動や、海浜の清掃活動が継続的に実施された。また、必要に応じて助言や、広報面での協力を行った。
	花と緑の課	植物生産研究センターを活用した生物多様性保全の取り組み	生物多様性にしのみや戦略の推進を図るため、植物生産研究センター並びに花工房において、甲山湿原や社家郷山など西宮市内自生植物の増殖・育成を市民ボランティアと共に行い、関連施設や植栽地へ提供する。また、夙川河川敷緑地の松樹・桜樹の健全化に向けた取り組みを行う。	甲山湿原自生植物の培養物展示を継続。また、育苗したアキノキリンソウを六湛寺南公園の自生種紹介花壇に、コバノミツバツツジを兵庫県(西宮土木事務所河川砂防課)へ提供。夙川河川敷緑地においては市民との協働により松樹健全化等の取り組みを継続。	甲山湿原自生植物の培養物展示を継続。また、育苗したコバノミツバツツジ・シデ類を六甲山系グリーンベルト整備事業(市民・企業による森づくり)へ提供。市民との協働により市内自生希少種であるササユリの紹介展示花壇(北山緑化植物園内)を拡大。
	花と緑の課	重要里地里山における保全活動支援	環境省が選定した重要里地里山（甲山グリーンエリア・社家郷山・ナシオン創造の森）における里山保全活動に対する支援を行う。	林野庁が実施する森林・山村多面的機能発揮対策交付金に随伴して1団体に助成を行った。	林野庁が実施する森林・山村多面的機能発揮対策交付金に随伴して1団体に助成を行った。
	文化財課	モリアオガエル保存活用業務事業	多様な生き物の保全等のため、市立山口中学校の生徒を中心とした、希少生物であるモリアオガエルの保護増殖事業及び普及活動。	市立山口中学校生徒による保護増殖事業を実施した。	市立山口中学校生徒による保護増殖事業を実施した。
	②生態系ネットワークの保全・形成				
農政課	特定外来生物の駆除等	生物多様性の観点から、「兵庫県アライグマ防除指針」に沿って、外来生物法に基づく「西宮市アライグマ等防除実施計画」を策定し、計画的な防除を進める。	処理実績 ・アライグマ179頭 ・ヌートリア 10頭	処理実績 ・アライグマ114頭 ・ヌートリア 3頭	
保育所事業課	公立保育所におけるビオトープの 整備と環境保育の推進	生物多様性にしのみや戦略、西宮市公立保育所ビオトープ池基本方針に沿ってビオトープの整備を行い、子供が身近な植物や生き物に親しめる環境を作る。	各保育所の環境・食育環境担当者が中心となり、ビオトープ池の維持管理に取り組むとともに、子供が自然に触れる機会を作った。	各保育所の環境・食育環境担当者が中心となり、ビオトープ池の維持管理に取り組むとともに、子供が自然に触れる機会を作った。	

		担当課	事業名	事業概要	令和4年度	令和5年度
					実施状況	実施状況
		水路治水課	自然・景観に配慮した多自然型の水路の整備および管理	生態系ネットワークの保全のため、水路の改修・修繕工事を実施する際、可能な限り自然や景観に配慮した多自然型河川工法にて整備を行う。 また、河川水路の除草清掃の際についても、ホタル等の生息が報告されている区間においては、その生息状況を配慮し、実施区間や時期の調整を行う。	・新堀川(施工延長240m)にて自然や景観に配慮した護岸の改修を行った ・6河川水路にてホタル等の生息状況に配慮した河川水路の除草清掃を行った	・新堀川(施工延長40m)及び百間樋川(施工延長100m)にて自然や景観に配慮した護岸の改修を行った。 ・6河川水路にてホタル等の生息状況に配慮した河川水路の除草清掃を行った。
		花と緑の課	ナラ枯れ被害後の森林整備等のあり方の検討	ナラ枯れ被害により荒廃した林地の復元を目的とする。生物多様性に配慮した低木等の植栽及び経過を観察し、有効な手法の検討および対策を行う。	前年度に引き続き、植栽したコバノミツバツツジの定着状況の経過観察を実施した。	前年度に引き続き、植栽したコバノミツバツツジの定着状況の経過観察を実施した。
		花と緑の課	自然保護地区および生物保護地区の指定及び管理	良好な自然環境を有する樹林などの所在する地域で、生物多様性の保全が必要であると認めるものや、野生生物の生息地または生育地で保全が必要であると認めるものを自然保護地区あるいは生物保護地区に指定して保全を図る。	必要に応じて立入制限や管理を行った。 【条例で指定する自然保護地区及び生物保護地区】 仁川自然保護地区 剣谷自然保護地区 甲山生物保護地区 甲子園浜生物保護地区	必要に応じて立入制限や管理を行った。 【条例で指定する自然保護地区及び生物保護地区】 仁川自然保護地区 剣谷自然保護地区 甲山生物保護地区 甲子園浜生物保護地区
		花と緑の課	自然と共生するまちづくりに関する条例の推進	生物多様性の保全を図るとともに、自然と共生するまちづくりを進める。 保護地区等や保護樹木等の指定及び管理を行うとともに、様々な主体と協働で自然環境保全の推進を図る。	保護地区については必要に応じて立ち入り制限を行い、保護樹木等については適切な管理に努めた。 また、市民ボランティアとの協働による湿原の保全活動などを行った。 ・護樹木指定本数：127本 ・景観樹林保護地区：26箇所	保護地区については必要に応じて立ち入り制限を行い、保護樹木等については適切な管理に努めた。 また、市民ボランティアとの協働による湿原の保全活動などを行った。 ・護樹木指定本数：126本 ・景観樹林保護地区：26箇所
		花と緑の課	仁川緑地の環境学習フィールドの活用	生物多様性保全の観点から、計画的な除草等の維持管理を行うとともに、自然体験イベント等を行うことにより、身近に自然体験ができるフィールドとして活用する。また、学校園の課外学習の場としても活用できるよう適切な維持管理を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、環境学習のフィールドとしての活用はできなかった。 敷地内の除草については、野鳥の営巣時期などにも考慮して計画的に実施した。	市内の小学校による課外学習の場として活用された。 敷地内の除草については、野鳥の営巣時期などにも考慮して計画的に実施した。
		花と緑の課	社寺林における生物多様性の保全	まちなかにおいて貴重な、まとまった樹林である社寺林を保全することにより、まちなかにおける生き物の生息空間を確保する。	景観樹林保護地区の維持管理を支援するとともに、管理者からの要望により剪定等を実施した。	景観樹林保護地区の維持管理を支援するとともに、管理者からの要望により剪定等を実施した。
		教育研修課	小・中学校におけるビオトープ等の整備と環境教育の推進	山・川・海などの自然環境のつながり（生態系ネットワーク）を意識した取り組みとして、学校園における施設を利用し、プールで生息しているトンボのヤゴ取りなど自然と親しむ活動の提案を教員向けに行う。	研修ではなく、情報の提供を通じて推進を行った。	研修ではなく、情報の提供を通じて推進を行った。

		担当課	事業名	事業概要	令和４年度	令和５年度
					実施状況	実施状況
		花と緑の課	専門家による自然調査の実施	生物多様性の保全を図るため、市内の自然環境を把握することを目的に、専門家による自然調査を実施する。	令和4年度は実施せず。	甲山湿原保全のために周辺の植生の調査を行い、保全のために必要な樹木の伐採計画を立てた。
		花と緑の課	ため池等における生物調査の実施	市内の生き物の生息状況等に関する情報収集のため、市内のため池の生物調査を実施する。	市民ボランティアとともに、津門川における生物調査を実施した。	市民ボランティアとともに、津門川における生物調査を実施した。
		花と緑の課	市民自然調査ホームページの運営	市内の生き物の生息状況等に関する情報収集のため、市民が気軽に生き物調査を行い、その情報を共有できるツールとして「未来につなぐ 西宮の自然」ホームページを運営する。	トップページアクセス件数 8,579件	トップページアクセス件数 128,007件
		花と緑の課	市民参画による自然調査の実施 (概ね10年毎)	幅広い市民等に呼びかけを行い、一定の期間に市内の生き物の生息状況等について、一斉に調査をする。	次回の実施に向けて、他市での実施事例を調査し、実施手法の検討を行った。 (次回実施は令和５年度予定)	報告件数 16,806件
	④くらしや産業の中で多様な生態系サービスを育む					
	文化スポーツ課	貝類館現場出張活動の促進	出張展示や出張ワークショップなどの実施により、貝類館を知ってもらうとともに、貝類という生き物を介して市民が身近に自然環境に関心を持つ機会を創出する。	・ららぽーと甲子園出張展示（年2回） ・ストリートギャラリー出張展示 ・EWC環境パネル展出張展示 ・大谷記念美術館出張講座 ・大阪自然史博物館フェスティバル参加（ワークショップ実施） ・工作教室（年5回）	・ららぽーと甲子園出張展示（年1回） ・ストリートギャラリー出張展示（年1回） ・コロワ甲子園出張展示（年2回） ・EWC環境パネル展出張展示 ・図書館出張展示（中央図書館・北口図書館） ・大阪自然史博物館フェスティバル参加（ワークショップ実施） ・出張工作教室（年5回）	
	文化スポーツ課	貝類館生き物観察会の実施	生物多様性の保全の観点から、市民が自然と生物に親しむ機会として、またそれを通じて市内と周辺の貝類相を解明し、その成果を貝類館の刊行物などへ活用している。	・実施回数 4回 ・実施場所 甲子園浜、夙川河口、甲山、潮芦屋浜 ・総参加者数 52名	・実施回数 3回（内1回は雨天により中止） ・実施場所 甲子園浜、夙川河口 ・総参加者数 41名	
	文化スポーツ課	貝類館収蔵標本等データベース検索	生物多様性の保全の観点から、貝類館の持つ貝類標本について、分類・体系的な整理を行い、データベース化することにより、効率的な管理を行うとともに、インターネットを通じて貝類研究者及び広く一般に広く公開している。	登録標本数 91,142件	登録標本数 91,408件	
	文化スポーツ課	生物多様性関連施設ネットワークの形成（貝類館）	貝類という生き物を介して市民が人と自然、環境との関わりを学び、自然のふしぎ、環境の大切さを理解する環境学習の拠点の一つとして、上記事業を始めとした活動を行っている。	入館者数 14,512名 館外事業参加者数 1,564名	入館者数 28,021名 館外事業参加者数 1,288名	

		担当課	事業名	事業概要	令和4年度	令和5年度
					実施状況	実施状況
		商工課	宮水保全条例の運用	伝統産業を守ることと生物多様性の保全が密接な関係を持っていることの理解を深めるため、一定の条件を満たす開発事業について、灘五郷酒造組合との協議など必要な手続きを定めることで、地場産業である清酒造りに欠かすことのできない宮水（地下水）の保全を行う。	条例適用事業数 15件	条例適用事業数 17件
		商工課	自然体験プログラムの紹介 （まちたび事業）	西宮市の魅力を高める自然を意識した取り組みとして、10～3月の間、着地型観光プログラムを実施し、地域への愛着を高めるとともに、市外からの誘客を図る。また、併せて同期間中に市内で開催される事業者主催のイベントについても、プログラムをまとめた冊子や特設ホームページなどで紹介する。	令和4年度は体験型観光プログラムは13件実施、計158名参加での開催となった。 ※自然体験プログラムは未開催。	令和5年度は体験型観光プログラムは22件実施、計317名参加での開催となった。 ※自然体験プログラムは1件実施、16名参加。
		生活衛生課	学校飼育動物支援事業 （適正飼育の指導等）	生物多様性の視点を持った取り組みとして、動物とのふれあい体験や授業を通じ、動物についての正しい知識の習得や命の大切さ・他者への思いやりなどを学ぶ「ふれあい教室」及び学校飼育動物の飼い方教示、診察・繁殖制限対策などの「飼育管理指導」を行う。	新型コロナウイルス感染拡大防止の為、「ふれあい教室」は中止し、「飼育管理指導」のうち、飼育動物の診療2件を行った。	夏休み期間に市内在住児童・保護者を対象とした、「親子で学ぼう！動物管理センターお仕事見学ツアー」にて収容動物とのふれあい事業を実施した。また、「飼育管理指導」のうち、飼育動物（うさぎ）の診療2件を行った。
		子育て総合センター	みやっこキッズパークの 自然環境の整備	みやっこキッズパークは、子供たちが五感を感じることができる遊び場の整備を通じて緑の保全や水辺の保全に取り組んでいる施設であり、子育て総合センターの屋外施設として設置している。市民ボランティア組織「みやっこキッズパーク事業推進委員会」との協働で、樹木の植樹・小川の整備・ビオトープ池の管理・稲の育成・草屋根の設置など多様な事業の推進を図っている。	平成15年11月の開設以降、自然豊かな遊び場としての市民の認知度も上がってきている。来園者が常に身近に水の生き物に触れる機会を持ち、また植物を見たり、触れたり、摘んだりする体験ができるようにした。例年、田植えや稲刈りなどの自然体験ができるイベントを行っているが令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した上で実施した。	来園者が常に身近に水の生き物に触れる機会を持ち、また植物を見たり、触れたり、摘んだりする体験ができるようにした。田植えや稲刈りなどの自然体験や、園内の植物を活用した工作などのイベントを行った。
		環境企画課	水生生物との触れ合いイベントの実施	環境学習サポートセンターにおいて、夏休み等の子供たちが参加しやすい期間に水生生物と触れ合えるイベントを開催し、生物多様性の視点を持った環境学習の場を設ける。	夏休み期間の5日間、水生生物と触れ合えるイベントを開催し、418名が参加した。	夏休み期間の2日間、水生生物と触れ合えるイベントを開催し、583名が参加した。
		花と緑の課	生物多様性関連施設ネットワークの 形成	生物多様性関連施設間での情報共有や相互での紹介展示、緑化イベントにおける連携等を行い、幅広い層に向け生物多様性保全の啓発を行う。	各施設間で展示物の交換を行い、紹介しあうなどの連携を行った。	各施設間で展示物の交換を行い、紹介しあうなどの連携を行った。

		担当課	事業名	事業概要	令和4年度	令和5年度
					実施状況	実施状況
		学校教育課	自然学校推進事業・環境体験事業	「自然学校推進事業」：生物多様性の視点を踏まえた教育として、学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、人や自然とのふれあいを通して、心身ともに健康な児童の育成を目的に、市立小学校全41校の5年生を対象に4泊5日の宿泊研修を行う。 「環境体験事業」：人間形成の基礎が培われる時期に命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、市立小学校全41校の3年生を対象に、自然にふれあう体験型環境学習を行う。	自然学校推進事業：市立小学校・義務教育学校全41校の5年生4,330人が参加した。例年は4泊5日で実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5日間の日程のうち、2泊3日の宿泊と、残り2日間は1日単位の日帰りで実施した。 環境体験事業：市立小学校・義務教育学校全41校の3年生が、年間3回以上の学習を実施し、4,286人が参加した。	自然学校推進事業：市立小学校・義務教育学校全41校の5年生4,307人が参加した。令和5年度より全ての学校において4年ぶりに4泊5日で実施した。 環境体験事業：市立小学校・義務教育学校全41校の3年生が、年間3回以上の学習を実施し、4,296人が参加した。
		文化財課	名塩紙技術の保護および活用	県指定重要無形文化財「名塩紙技術」の保護と活用のため、郷土資料館分館名塩和紙学習館で紙すき教室などの実施。	名塩雁皮紙の保護及び活用を推進するため、名塩和紙学習館での名塩雁皮紙の展示解説や、郷土資料館紙すき教室等の事業を実施した。	名塩雁皮紙の保護及び活用を推進するため、名塩和紙学習館での名塩雁皮紙の展示解説や、郷土資料館紙すき教室等の事業を実施した。

2. まちの緑を育む

①公有地の緑化

道路建設課	街路の植栽など周辺環境への配慮 (街路事業など)	生物多様性に配慮した緑化を推進する取り組みとして、沿道環境及び都市景観の向上のため、一定のピッチで植樹柵を設け、植樹を行う。	・植樹柵整備 山手幹線 N= 2箇所 鳴尾今津線 N=15箇所 ・植樹帯整備 山手幹線 L=29m	・植樹柵整備 山手幹線 N=10箇所 鳴尾今津線 N=8箇所 小曽根線 N=0箇所 ・植樹帯整備 山手幹線 L=16m
公園緑地課	街路への植栽など周辺環境への配慮・樹種の選定	生物多様性に配慮した緑化を推進する取り組みとして、街路樹の補植、既設樹種の補植、道路建設時の新規植栽や道路補修課の道路全面改良時の樹種採用決定について、住民の意向を反映し実施している。 また、公園や街路樹の植栽計画、実施については、生物多様性に配慮し、極力野鳥等と呼び寄せる為の実のなる樹種（クロガネモチ、サクラなど）を選定している。	補植：高木 22本 低木 260本 地被 0株 新植：高木 82本 低木 2353本 地被株 425株	補植：高木 146本 低木 6981本 地被 6540株 新植：高木 30本 低木 0本 地被株 0株

②民有地の緑化

花と緑の課	緑地協定の推進	都市緑地法に基づき、開発地等における緑豊かな住宅地としての良好な景観・環境等の形成を目的として住民等自らが緑化に関する事項について協定を締結する「緑地協定」について市長が認可するもの。	3,000平方メートル以上の住宅用地の開発について、緑地協定を締結するように指導。 令和5年3月末現在、13区域で緑地協定を締結している。	3,000平方メートル以上の住宅用地の開発について、緑地協定を締結するように指導。 令和6年3月末現在、13区域で緑地協定を締結している。
花と緑の課	緑化助成制度	緑豊かな潤いのあるまちづくりや生物多様性を推進するため、住宅専用の敷地内での緑化事業に対し、その費用の一部を助成する。	宅地内の緑化を図る22件の申請者に対し、助成金の交付を行なった。	宅地内の緑化を図る23件の申請者に対し、助成金の交付を行なった。

		担当課	事業名	事業概要	令和４年度	令和５年度
					実施状況	実施状況
		花と緑の課	混ぜ垣の推進	生物多様性にしのみや戦略の推進を図るため、北山緑化植物園内において「混ぜ垣」の活用実例の展示を行う。	北山緑化植物園内にて実例植栽展示を行うとともに、住まいの緑化助成制度では推奨チラシを添付することで啓発を行った。	北山緑化植物園内にて実例植栽展示を行うとともに、住まいの緑化助成制度では推奨チラシを添付することで啓発を行った。
		花と緑の課	松くい虫防除事業	松くい虫による松枯れの被害拡大を防ぐため、市内の松樹所有者・管理者で被害木を伐採して焼却または薬剤処理をされる方に対して補助金を交付する。	補助件数：2件	補助件数：3件
③市民緑化活動や農とのふれあい支援の推進						
		農政課	農業体験推進事業	市民に対して、農業に対する理解と認識を深めてもらうため、実際に農作業に従事してもらう機会を創出する。	市民農園については、令和５年度の新規開設に向けて、市営１農園（34区画）、民間１農園（68区画）の整備が行われた。 そば作り体験農園については、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止した。	・市民農園については、令和6年度の新規開設に向けて、市営１農園（23区画）の整備を行なった。 ・そば作り体験農園については、地元農家の高齢化に伴い、事業実施が困難になったため、事業を中止することとなった。
		公園緑地課	市民参加の公園管理の推進	市民緑化活動を推進するため、公園の清掃等管理業務について、地域の自治会等に委託することで、地域の目の届く公園管理が可能となる。具体的には、月２回以上の公園清掃、月に１回以上の除草及び公園施設の点検業務を委託している。	203団体と委託契約を締結し、250公園の管理を委託している。	207団体と委託契約を締結し、252公園の管理を委託している。
		花と緑の課	フラワーフェスティバルの実施	花や緑を愛し育てることを通して地域コミュニティを育み、互いに協力し、“心のかよった緑あふれるまちづくり”をめざして開催している市民参加による花と緑の祭典。	令和4年10月29日(土)・30日(日)の2日間開催 開催場所：六湛寺公園 来場者：約1,100人	令和5年5月27日(土)・28日(日)の2日間開催 開催場所：六湛寺公園 来場者：約2,800人
		花と緑の課	花のコミュニティづくり事業	地域コミュニティづくりの一環として、公園・街路等で花壇活動する地域緑化活動団体に対し、花壇の基盤づくりや花苗の支給、技術指導などを行い、市民緑化活動を支援する制度。	花のコミュニティづくり活動団体数：87団体 市支給花苗総数：約48,500株	花のコミュニティづくり活動団体数：88団体 市支給花苗総数：約48,700株
		花と緑の課	はなパル・にしのみや(旧名称：花と緑のまちづくりリーダー)の育成	花と緑による地域コミュニティ活動の推進・牽引役となる「花と緑のまちづくりリーダー」を養成する制度。リーダーは、選任講習を履修後、市長から任命され、市内各地で地域緑化活動の中心となるほか、市と連携して活動する。	選任講習会：令和4年9月8日～11月19日の間に7日間10講座を開催 新規認証者数：27名	選任講習会：令和5年6月15日～11月30日の間に6日間9講座を開催 新規認証者数：25名

○安全快適

	局名	所属コード	担当課	事業名	事業概要	令和４年度	令和５年度
						実施状況	実施状況
1．良好な大気・水質、土壌などの次世代への継承							
①大気・水・土壌などの保全、騒音、振動対策							
	産業文化局	06010500	農政課	環境保全型農業の推進	都市近郊で農業を継続的に行うために、近隣住民や環境に配慮した農業を行う必要がある。そのため、化学肥料の代替として有機堆肥の使用を促し、また、農薬の使用を極力控える農業を推奨し、環境に負荷がかからない農業を実施するように事業を行っている。	・安心・安全な農産物の生産支援（農家の有機質肥料等の購入支援）：90件 ・農地・土壌の保全、改良支援（農家の露地被覆資材の購入支援ほか）：39件 ・環境保全型農業直接支払交付金事業：1戸の農家が事業を実施（前年同数）。	・安心・安全な農産物の生産支援（農家の有機質肥料等の購入支援）：104件 ・農地・土壌の保全、改良支援（農家の露地被覆資材の購入支援ほか）：48件 ・環境保全型農業直接支払交付金事業：1戸の農家が事業を実施（前年同数）。
	産業文化局	06010500	農政課	農業施設維持管理事業	良好な農業環境を整備するため、市内の農会から農業施設の補修・改修の要望をとりまとめて、その中から公共性・緊急性・行政介入の必要性を勘案して実施する。	令和４年度は36件の要望があり、24件の要望について対応を実施した。	令和５年度は49件の要望があり、36件の要望について対応を実施した。
	環境局	09010400	環境保全課	周辺自治体との連携を含めた 交通公害対策	公害問題としての観点で、国道４３号・阪神高速道路、山陽新幹線、大阪（伊丹）国際空港を対象に、近隣自治体と連携して国・事業者に要望活動を実施している。	一部の会議で対面会議を再開したが、コロナ禍の影響で、web会議、書面会議や書面による要望活動を行っている。一方、要望の元資料となる測定調査については、実施時期等の変更はあっても例年通りの取り組みを実施した。	一部の会議で対面会議を再開したが、コロナ禍の影響で、web会議、書面会議や書面による要望活動を行っている。一方、要望の元資料となる測定調査については、実施時期等の変更はあっても例年通りの取り組みを実施した。
	環境局	09010400	環境保全課	ノーマイカーデーとアイドリング ストップの普及 （公共交通機関利用促進除く）	ノーマイカーデー（毎月２０日）およびアイドリングストップの普及啓発活動を行っている。	啓発ティッシュについては例年通り本庁及び各支所・アクタ西宮ステーションに配布した。令和４年度から発足した「阪神地域自動車総合環境対策推進連絡会」は、これまでのノーマイカーデー、アイドリングストップ普及から、クリーンエネルギー自動車の普及啓発へ事業内容が変更されている。令和４年度は、電気自動車について勉強会の開催、各市のクリーンエネルギー自動車普及促進の活動状況及び公用車への電気自動車導入状況等について情報を共有した。	クリーンエネルギー自動車の普及啓発活動を「阪神地域自動車総合環境対策推進連絡会」通じて実施している。令和5年度の活動は電気自動車の充電設備についての勉強会の実施および各市のクリーンエネルギー自動車普及促進の活動状況等について情報を共有した。「阪神地域自動車総合環境対策推進連絡会」は令和５年度末をもって解散となった。
	環境局	09010400	環境保全課	低公害車の民間への導入補助 （民間のバス・トラック事業者 のみ）	大都市地域における大気汚染状況を削減するため自動車NOx法（のちに自動車NOx・PM）法が制定された。民間のバス・トラック事業者に対し、CNG（圧縮天然ガス）自動車導入時に国・県と共調して補助を行っている。	令和4年度は天然ガストラックの導入について1件補助を実施した。 「低公害普及促進協議会」は令和４年度中に解散した。	令和5年度は電気自動車の導入について10件補助を実施した。 この補助事業は令和5年度末をもって終了した。
	環境局	09010400	環境保全課	一級水準観測測量業務	安心・安全な生活環境を維持するため、阪神地区地盤沈下調査連絡協議会（国土地理院技術助言・大阪府事務局）と連携して、大阪平野における土地の隆起・沈降状況を把握する。	実施せず	実施せず
	環境局	09010400	環境保全課	大気汚染常時監視等各種大気調査	大気汚染防止法第２０条および第２２条の規定に基づき、市内の大気汚染状況等を常時監視している。また、有害大気汚染物質・酸性雨・降下ばいじん・石綿・ダイオキシン類などについても調査を実施している。	大気汚染常時監視測定は市内10固定測定局と市内13地点で移動測定車を用いて実施した。 有害大気は市内４地点、酸性雨・降下ばいじんは市役所屋上、大気中の石綿調査は市内の測定局を含む11地点、ダイオキシン類は市内２地点で調査を実施した。	大気汚染常時監視測定は市内10固定測定局と市内13地点で移動測定車を用いて実施した。 有害大気は市内４地点、酸性雨・降下ばいじんは市役所屋上、大気中の石綿調査は市内の測定局を含む11地点、ダイオキシン類は市内２地点で調査を実施した。

		担当課	事業名	事業概要	令和４年度	令和５年度	
					実施状況	実施状況	
		環境保全課	大気汚染常時監視等各種大気調査	大気汚染防止法第２０条および第２２条の規定に基づき、市内の大気汚染状況等を常時監視している。また、有害大気汚染物質・酸性雨・降下ばいじん・石綿・ダイオキシン類などについても調査を実施している。	大気汚染常時監視測定は市内10固定測定局と市内13地点で移動測定車を用いて実施した。 有害大気は市内４地点、酸性雨・降下ばいじんは市役所屋上、大気中の石綿調査は市内の測定局を含む11地点、ダイオキシン類は市内２地点で調査を実施した。	大気汚染常時監視測定は市内10固定測定局と市内13地点で移動測定車を用いて実施した。 有害大気は市内４地点、酸性雨・降下ばいじんは市役所屋上、大気中の石綿調査は市内の測定局を含む11地点、ダイオキシン類は市内２地点で調査を実施した。	
		環境保全課	環境に係る騒音・振動調査	安心・安全で健康な生活環境を維持するため、道路交通騒音・振動調査（自動車騒音面的評価を含む）、新幹線騒音・振動調査、航空機騒音調査、環境騒音調査を実施している。また、公害苦情が寄せられた特定建設作業や（特定）事業場の現場確認なども行っている。	道路交通騒音振動調査は市内国道６地点・県道４地点・市道３地点において実施。新幹線騒音振動調査は１８地点、航空機騒音は段上センター、環境騒音は１５地点で実施。	道路交通騒音振動調査は市内国道６地点・県道５地点・市道１地点において実施。新幹線騒音振動調査は１８地点、航空機騒音は段上センター、環境騒音は１４地点で実施。	
		環境保全課	建設工事等への法令に基づく規制・指導	規制基準が順守されていることを確認するため、大気汚染防止法第１８条の１５の規定に基づく特定粉じん排出等作業に対する立入調査を実施している。	特定粉じん排出等作業実施届 17件 立ち入り件数 延37件。	特定粉じん排出等作業実施届25件 立ち入り件数 延26件。	
		道路建設課	低騒音舗装（排水性舗装）の施行（街路事業、二次改築事業）	沿道環境の向上のため、低騒音舗装（排水性舗装）の整備による騒音対策を行う。	・低騒音舗装（排水性舗装）整備延長 鳴尾今津線 L=130m	・低騒音舗装（排水性舗装）整備延長 鳴尾今津線 L=160m	
		道路建設課	防音壁の設置（街路事業）	沿道環境の向上のため、地先土地所有者の要望があった箇所について防音壁の整備による騒音対策を行う。	・遮音壁整備 山手幹線 L= 39m（基礎部のみ施工）	・遮音壁整備 山手幹線 L=16m（基礎部のみ施工）	
		花と緑の課	臨海部夜間花火の禁止	快適な住環境の保全のため、「快適な市民生活の確保に関する条例」に基づき、臨海部の公園を花火禁止重点区域に指定して迷惑花火の規制を行う。	夏休み期間中を中心に巡視啓発を実施し、また、量販店への周知チラシの配布やのぼり等の設置により啓発に努めた。	夏休み期間中を中心に巡視啓発を実施し、また、のぼり等の設置により啓発に努めた。	
		下水計画課	下水道の合流改善および高度処理の推進	下水処理水の放流先である公共用水域（大阪湾）の水質保全を目的とし、高度処理事業を実施する。	中長期的な合流改善の検討（情報収集等）を行った。また、高度処理事業については昨年度から引き続き事業を実施した。	中長期的な合流改善の検討（情報収集等）を行った。また、高度処理事業は、引き続き事業を実施した。	
		下水管理課	生活排水対策の啓発	処理区域内における未水洗の家屋を訪問し、啓発を行っている。	28戸 （未水洗から水洗化された戸数）	19戸 （未水洗から水洗化された戸数）	
		②発生源（大気・水質・土壌汚染物質・騒音・振動等）					
			環境保全課	工場・事業場等に対する規制・指導 および環境保全協定締結工場への自主的な環境保全活動の推進	安心・安全で健康な生活環境の保全のため、大気汚染防止法・水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく工場・事業場に対する立入調査の実施や指導を行う。また、市内の主な企業と西宮市環境保全協定を締結している（現在５社）。	ばい煙発生施設立入検査５事業場、水質汚濁防止法特定施設立入検査延べ54件など。環境保全協定締結工場から年2回協定に基づく報告を受けている。	ばい煙発生施設立入検査５事業場、水質汚濁防止法特定施設立入検査延べ55件など。環境保全協定締結工場から年2回協定に基づく報告を受けている。

		担当課	事業名	事業概要	令和４年度	令和５年度
					実施状況	実施状況
③有害化学物質対策による安全なくらしの確保		環境保全課	大気汚染常時監視等各種環境調査（光化学スモッグの監視体制）	安心・安全で健康な生活環境の保全のため、市内６一般環境局（西宮市役所・鳴尾支所・瓦木公民館・甲陵中学校・山口小学校・浜甲子園）において、光化学オキシダント（オゾン）濃度を常時監視測定している。光化学スモッグ発生時には兵庫県より予報・注意報等が発令される。	令和4年度は注意報が1度発令された。 ホームページ等により迅速に市民等へ周知を行った。	令和5年度は発令がなかった。 ホームページ等により迅速に市民等へ周知を行う体制を整備した。
		環境保全課	大気汚染常時監視等各種環境調査（有害大気汚染物質等の調査）	安心・安全で健康な生活環境の保全のため、有害大気汚染物質・酸性雨・降下ばいじん・石綿・ダイオキシン類について、一般環境大気質の調査を実施している。	大気汚染常時監視測定は市内10固定測定局と市内13地点で移動測定車を用いて実施した。 有害大気は市内４地点、酸性雨・降下ばいじんは市役所屋上、大気中の石綿調査は市内の測定局を含む11地点、ダイオキシン類は市内２地点で調査を実施した。	大気汚染常時監視測定は市内10固定測定局と市内13地点で移動測定車を用いて実施した。 有害大気は市内４地点、酸性雨・降下ばいじんは市役所屋上、大気中の石綿調査は市内の測定局を含む11地点、ダイオキシン類は市内２地点で調査を実施した。
		環境保全課	公共用水域（河川・海域・ため池）・地下水等水質調査	安心・安全な水質環境の保全のため、公共用水域水質常時監視調査・地下水水質調査・ゴルフ場排水の農薬成分調査・河川海域底質調査・ダイオキシン類調査などを実施。公共用水域および地下水調査は兵庫県測定計画に基づき実施している。	公共用水域水質常時監視調査は市内の20河川34地点、海域６地点、ため池４地点、地下水34地点で実施した。 ゴルフ場排水における農薬調査は市内７地点で実施、水質及び土壌のダイオキシン類調査は市内９地点で実施した。	公共用水域水質常時監視調査は市内の20河川34地点、海域６地点、ため池４地点、地下水31地点で実施した。 ゴルフ場排水における農薬調査は市内７地点で実施、水質及び土壌のダイオキシン類調査は市内９地点で実施した。
		環境保全課	特定建設作業に対する法令に基づく規制・指導	建築・解体・造成現場等において重機等を使用する際には、工事開始の８日前までに騒音規制法・振動規制法等に基づく特定建設作業実施届を提出する必要がある。安心・安全で健康な生活環境の保全のため、作業に伴う騒音・振動・粉じんの苦情相談が市民から寄せられた場合は、現場確認・指導を行っている。	特定建設作業実施届出件数　1,311件 届出書類数 （内訳）騒音 1,777 件 振動　312 件	特定建設作業実施届出件数　1,336件 届出種類数 （総計数）騒音 1,803 件 振動　374 件
		下水浄化センター	工場・事業場等に対する立入調査・排水指導	安定的に下水道施設を運用をするために事業者が排出する下水の水質を監視、指導すること。	年間立入回数　290回	年間立入回数　291回
	③有害化学物質対策による安全なくらしの確保					
	事業系廃棄物対策課	PCB廃棄物の適正処理及び保管に係るPCB廃棄物保管事業者への指導・助言の実施	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCBという。」）廃棄物保管事業者から提出された保管状況等届出書等の審査を行うとともに、公衆に縦覧することにより公表する。また、事業所への立入検査を実施し、PCB廃棄物の保管状況の調査、適正保管の指導及び適正処理に関する啓発を行う。	保管状況等届出書の提出件数　82件 事業所への立入件数　17件	保管状況等届出書の提出件数　47件 事業所への立入件数　15件	

		担当課	事業名	事業概要	令和4年度	令和5年度
					実施状況	実施状況
		建築指導課	吹付けアスベスト除去等補助金制度	安心・安全で健康な生活環境を維持するため、市内にある民間の既存建築物に吹付けられたアスベストの調査事業及び吹付けアスベストの除去等事業にかかる費用の一部を補助する	吹付けアスベスト除去等補助事業 調査補助6件、除去等工事2件	吹付けアスベスト除去等補助事業 調査補助3件、除去等工事1件

2.人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進

①環境に配慮した住まい・まちづくりの推進						
		交通政策課	ノンステップバス導入事業	高齢者・障害者等の利用に配慮したノンステップバスの購入及び運行を促進し、路線バスを利用した移動の利便性及び安全性の確保と環境に配慮したまちづくりの推進を図るため、路線バス事業者に対し、国や兵庫県と協調してノンステップバス導入の補助金を交付するもの。	補助件数 0件	補助件数 0件
		生活衛生課	ホルムアルデヒドの簡易測定	人と環境に配慮した住まいづくりの推進のため、市民からの健康相談及び調査依頼に基づき、シックハウス症候群の原因物質の1つであるホルムアルデヒドの簡易測定をう行う。	簡易測定 0件	シックハウス症候群に関する相談を3件受け付け、そのうち1件についてホルムアルデヒドの簡易測定を行った。
		すまいづくり推進課	夏休みエコいえづくり体験ワークショップ	キットを使った家模型を作製するワークショップを通じて、電気やガスなどのエネルギーをあまり使わずに暮らせるような環境に配慮した住まい方について学習してもらう。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止した。	感染症対策を講じながら、5組の小学生家族の参加があり、講師によるエコいえについての講演やエコいえの模型を作成を体験し、あわせて茅葺古民家の見学を行いました。
		環境保全課	駐車場、洗車場および資材等置場設置届出	快適な住環境を確保するため、敷地面積が300平方メートル以上の駐車場、洗車場、150平方メートル以上の資材等置場を設置する事業者からの届出	届出件数 駐車場・資材置き場等 9件	届出件数 駐車場・資材置き場等 17件
		環境企画課	太陽光発電設備設置届出	事業区域が300平方メートル以上の太陽光発電設備（建物に設置されるものを除く）を設置する事業者から届出を受け付け、必要な指導を行う。	届出件数 太陽光発電設備 1件	届出件数 太陽光発電設備 1件
		下水管理課	雨水貯留浸透施設設置助成制度	雨水の再利用及び地下浸透を促進し、都市型水路の軽減と健全な水環境システムの確保を目的に、市民参画型の本制度を実施。	14箇所	7箇所

				令和4年度		令和5年度	
		担当課	事業名	事業概要	実施状況	実施状況	
	②人にやさしいまちづくりの推進						
		道路建設課	福祉のまちづくり条例に基づく人にやさしい道路整備の促進	バリアフリーに対応した歩道の整備のため、車道との段差を小さくしたセミフラット型歩道の整備を行う。	・バリアフリー対応歩道整備延長 山手幹線 L=100m 鳴尾今津線 L=218m	・バリアフリー対応歩道整備延長 山手幹線 L=378m 鳴尾今津線 L=257m 小曽根線 L=130m	
		道路建設課	空中架線の整理、電線地中化の促進（街路事業）	電線類を地中化することによる安全で快適な通行空間の確保と景観や防災上の安全性の向上を行う。	・電線共同溝整備 山手幹線（熊野工区）L=320m 小曽根線 L=170m	・電線共同溝整備 山手幹線（熊野工区）L=210m 小曽根線 L= 230m	
		公園緑地課	公園緑地の確保・公園整備の推進	緑豊かな都市環境の形成や災害等緊急時の一時避難地、避難経路として整備し、防災性の強化を総合的に推進する。 また、都市公園の整備にあたり子供や女性・お年寄り・障害を持った人に、優しく安全で安心できる公園づくりを行う。	西宮浜総合公園の整備を実施（令和4年度末で整備事業が完了）し、開発事業における提供公園整備の協議・指導を行った。	都市計画公園のリニューアルと開発事業における提供公園整備の協議・指導を行った	
	③ごみのない美しい・住みやすいまちづくりの推進						
		生活衛生課	犬のふん放置の禁止に関する啓発	ごみのない住環境を維持するため、犬のふん放置に関して市民からの相談を受け、犬の飼い主が特定されている場合は、直接飼い方指導を実施する。犬の飼い主が特定されていない場合には、広報車による巡回啓発や啓発看板の設置・配布を行う。	犬の糞の放置に関する相談10件中、 飼い主特定事例 はなかった。 啓発看板の配布 359枚 犬の糞放置に関する啓発シールを必要な市民へ提供実施。	犬の糞の放置に関する相談9件中、飼い主特定事例は2件あり、直接指導を行った。 啓発看板の配布 354枚 犬の糞放置に関する啓発シールを必要な市民へ提供実施。	

		担当課	事業名	事業概要	令和 4 年度	令和 5 年度
					実施状況	実施状況
		環境衛生課	快適な生活環境保持のための 鼠族・害虫駆除	感染症発生時に、感染症法に基づき、消毒及び感染症媒介昆虫等の駆除等を行う。また、平常時においては、発生源対策として水路や下水道等の公共施設において、蚊やねずみ等について調査・駆除を実施し、ダニによる刺咬被害やアレルギー対策に関する啓発事業を実施し、市民の快適な生活環境の確保に努めている。	下水道のネズミ駆除対策（ねずみ捕獲器設置数）：26903箇所 下水道・暗渠の成虫蚊等対策(薬剤散布箇所数）：10024箇所 水路の幼虫蚊等対策（薬剤散布面積）：534,192㎡ 公園・墓地の幼虫蚊対策（薬剤散布箇所数）：公園雨水枡4955箇所、墓地花受650箇所 施設樹木の毛虫対策（薬剤散布件数）：保育所4件、幼稚園8件、小学校19件、中学校15件、その他施設7件 砂場の回虫卵検査（年3回の調査件数）：公私保育所335件、幼稚園39件、公園571件、その他施設7件 砂場の回虫卵対策（砂場熱処理件数）：公私保育所74件、幼稚園13件、その他施設1件 啓発事業（街頭相談会等実施回数）：街頭相談会9回（小児喘息相談3回、成人喘息相談2回、地域講座3回、フラワーフェスティバル2回）	下水道のネズミ駆除対策（ねずみ捕獲器設置数）：26068箇所 下水道・暗渠の成虫蚊等対策(薬剤散布箇所数）：10024箇所 水路の幼虫蚊等対策（薬剤散布面積）：534,192㎡ 公園・墓地の幼虫蚊対策（薬剤散布箇所数）：公園雨水枡5184箇所、墓地花受602箇所 施設樹木の毛虫対策（薬剤散布件数）：保育所2件、幼稚園6件、小学校18件、中学校15件、その他施設8件 砂場の回虫卵検査（年3回の調査件数）：公私保育所332件、幼稚園39件、公園579件、その他施設21件 砂場の回虫卵対策（砂場熱処理件数）：公私保育所74件、幼稚園13件、その他施設1件 啓発事業（実施回数）：街頭相談会14回、小児喘息相談3回、成人喘息相談6回、集団喘息相談1回、地域講座1回、フラワーフェスティバル2回、アートフェスティバル2回
		環境衛生課	あき地の環境を守る条例の有効な運用	空き地のパトロールを実施し、適切な管理が必要な空き地の所有者等に対して市条例に基づく通知等により適切な管理を促し、快適な生活環境の確保に努めている。 また、適切な管理を促進するため、草刈機の貸出しを行うほか、自己処理が困難な場合は、所有者から実費を徴収したうえで除草を民間に委託している。	あき地の巡回や市民等からの情報提供による管理指導を継続的に実施し、状況が改善されないあき地については、根気強く指導を行った。 適正管理達成率：83.7% 除草受託箇所：151箇所	あき地の巡回や市民等からの情報提供による管理指導を継続的に実施し、状況が改善されないあき地については、根気強く指導を行った。 適正管理達成率：86.7% 除草受託箇所：156箇所

		担当課	事業名	事業概要	令和４年度	令和５年度
					実施状況	実施状況
		環境衛生課	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の適正管理の促進	快適な生活環境を確保するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき管理が不適切な空き家の所有者等に対して関係課等と連携し改善指導を実施している。また、平成２９年７月に「西宮市空家等対策計画」を策定し、住宅や空き家の所有者等に対する啓発などによる予防的な取り組みを重点的に推進している。	市民等からの情報提供により把握した適正管理が行われていない（＝管理不全）空き家の所有者等に対して指導・啓発を行った。 相談件数：52件 指導件数：39件 改善件数：30件 市内全ての老人クラブ内での都市局作成の空き家対策啓発冊子、すまいのエンディングノートの回覧依頼 西宮市フレンテホールでの「終活」をテーマとした映画上映の際、上記の都市局作成啓発資料を全来場者に配布 市内の高齢者施設に都市局作成の空き家対策啓発ポスターを掲示するとともに各施設にメールでの案内も実施。（計78施設） 空き家対策パンフレット「住宅をお持ちのみなさまへ」の市施設への配架 上記パンフレットを、特定の自治会の要望を受けて同自治会内の全戸（373部）に配布 令和2年度空家等実態調査で判明した管理不全空家の所有者への段階的な文書発送：市民等から相談を受けている案件を最優先として所有者等に文書発送を実施（発送件数：53件） 空き家対策出前講座の実施（2回）	市民等からの情報提供により把握した適正管理が行われていない（＝管理不全）空き家の所有者等に対して指導・啓発を行った。 相談件数：75件 指導件数：56件 改善件数：37件 介護予防サポーター養成講座における空き家対策の啓発活動の実施 老人クラブ役員会における空き家対策に関する法律や制度等の情報提供 地区社会福祉協議会会長会議における空き家対策に関する相談窓口や環境衛生課が実施可能な講演テーマ等の情報提供 地域包括支援センター全体会議における空き家相談窓口等の情報提供 西宮市政ニュースにおける西宮市シルバー人材センターによる空き家の見守り業務の広報 令和2年度空家等実態調査で判明した管理不全空家の所有者への段階的な文書発送：市民等から相談を受けている案件を最優先として所有者等に文書発送を実施（発送件数：45件）
		環境保全課	路上喫煙対策等業務	市民の平穏で清潔な日常生活の維持と、生活環境を確保することを目的とした規制の中で、主に喫煙者のマナーの向上と喫煙者と非喫煙者の共存を目的としている。	◎喫煙禁止場所における過料徴収、啓発・指導件数 過料徴収 0件 啓発・指導 499件 ◎各地区での歩行喫煙者数 899件	◎喫煙禁止場所における過料徴収、啓発・指導件数 過料徴収 0件 啓発・指導 633件 ◎各地区での歩行喫煙者数 1,113件
		環境保全課	旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業の用途に供する建築物の建築等の規制	快適な生活環境を確保するため、条例に基づき、旅館業等の営業の用途に供する建築物の建築等を行おうとする建築主から事前相談を受け付け、旅館業審査会の答申を経て、同建築物の建築等について、同意・不同意の決定を行う。	相談件数 7 件	相談件数 14件
		美化企画課	わがまちクリーン大作戦	6月と12月に、まちの美観を損ねる散乱ごみを一掃するため、市民の皆さんと一緒に市内一斉清掃を行っている。環境衛生協議会、ごみ減量等推進員会議と連携・協力し、地域の各種団体や学校、事務所などに参加を呼びかけ、道路・公園・側溝など公共場所の清掃を行っている。	年2回の実施。（市内全域で実施） ・6月ごみ収集量：68.06 t ・12月ごみ収集量：68.35 t ・参加人数：延べ 63,478人	年2回の実施。（市内全域で実施） ・6月ごみ収集量：74.14 t ・12月ごみ収集量：72.54 t ・参加人数：延べ 64,067人

		担当課	事業名	事業概要	令和４年度	令和５年度
					実施状況	実施状況
		事業系廃棄物対策課	事業系廃棄物適正処理指導	ごみのない住環境を維持するため、環境施設部が実施している展開検査にて不適物混入事案が発生した場合には、通知を送付し、排出事業者に適正排出に協力を求める。また、市民や許可業者からの情報提供等にて廃棄物の不適正処理事案を現認した場合には、個別に指導等をおこなっている。	立入検査、訪問調査及び不法投棄防止及び不適正処理監視パトロール時の立入検査含め、152回実施。	立入検査、訪問調査及び不法投棄防止及び不適正処理監視パトロール時の立入検査含め、177回実施。
		臨海対策課	「リフレッシュ瀬戸内」 海の健康診断調査	海浜清掃を実施するとともに、捨てられているごみの組成調査を実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	6月と9月に1回ずつ海浜清掃を実施した。
		土木管理課	道路不正占用等物件の除去、 不法投棄物件・放置自転車・ 違反広告物の撤去等	道路の美観を維持し、円滑な交通及び公衆に対する危害を防止するとともに、適切な道路の管理に寄与することを目的に、道路パトロールを実施し、道路上の不法占用物件の除去、不法投棄物件・放置自転車・放置自動車・違反広告物等を撤去し、不法占用物件等に対する指導勧告を行っている。	・不法占用物件等に対する勧告:194回 ・不法投棄物件（混合ゴミ）撤去:167件 ・不法放置単車自転車等撤去：279台（強制撤去：184台、自主撤去：95台） ・不法放置自動車撤去：0台 ・簡易除去（違反広告物撤去） 除去件数：72枚（はり紙：35枚、はり札：32枚、立看板：5枚、広告旗等0枚） 実施回数：358回、延べ人数：1,743名、使用車両：202台 ※「路上違反広告物追放推進員」制度による撤去件数を含む。 ・「路上違反広告物追放推進員」制度 登録団体18団体・182人、撤去件数：48枚	・不法占用物件等に対する勧告:316回 ・不法投棄物件（混合ゴミ）撤去:138件 ・不法放置単車自転車等撤去：320台（強制撤去：221台、自主撤去：99台） ・不法放置自動車撤去：1台 ・簡易除去（違反広告物撤去） 除去件数：45枚（はり紙：23枚、はり札：15枚、立看板：3枚、広告旗等4枚） 実施回数：359回、延べ人数：1,994名、使用車両：201台 ※「路上違反広告物追放推進員」制度による撤去件数を含む。 ・「路上違反広告物追放推進員」制度 登録団体18団体・184人、撤去件数：44枚
		自転車対策課	放置自転車等の撤去	駅前の放置自転車等の撤去をおこない、都市景観の保全及び良好な環境の確保と機能維持を図る。	撤去件数 計3,878台 （内訳）自転車 3,652台 原動機付自転車 226台	撤去件数 計3,835台 （内訳）自転車 3,584台 原動機付自転車 251台
3.身近な自然、歴史や文化の次世代への継承						
		文化財課	県・市指定天然記念物の保護 および活用	県・市指定の天然記念物の保護について、保存修理事業(補助事業)、天然記念物等保存会による観察会や植樹会などの実施。	県・市指定天然記念物の状況観察を行い、市内の一木指定の5件について、樹木の状況調査を実施した。また、天然記念物等保存会による観察会や植樹会などを実施した。	県・市指定天然記念物について、市内の樹木及び社叢の状況調査を実施した。また、天然記念物等保存会による観察会や植樹会などを実施した。

	担当課	事業名	事業概要	令和4年度	令和5年度
				実施状況	実施状況
	都市計画課	生産緑地	市街地の緑地空間及び防災上のオープンスペースとしての機能、公共事業の多目的保留地機能を果たす市街化区域内の農地を永続的に保全する事を目的とし、生産緑地地区の指定を行っている。	令和4年に期限を迎える平成4年指定の生産緑地の約9割について、特定生産緑地の指定を行った。	令和6年度の生産緑地の追加指定に向け、追加指定に係る基準や農地所有者への周知方法などの検討を行った。
	都市計画課	地区計画の活用	地区計画は、地区住民と関係権利者が地区の将来を考え、まちづくりの目標を達成するよう、その地区の特性に応じた良好な環境の市街地を形成するためのルールづくりを行い、土地利用や建築物の形態等を計画的にきめ細やかにコントロールする制度である。 また決定された地区計画については、条例化することで建築基準法の法的制限を設け、地区計画区域内の建築行為に対して届出を課し、地区整備計画に適合するよう指導を行っている。（開発指導課）	西宮浜において新たな地区計画の指定を行い、市内の指定地区数は、38地区となった。	・地区計画の策定を検討する団体に対し、専門家の派遣や活動費の助成などの支援を行った。 ・地区計画の運用を標準化するため、運用基準を作成した。
	都市デザイン課	屋外広告物の許可	屋外広告物等について、必要な規制を行うことにより、美観を維持し公衆に対する危害を防止するとともに、屋外広告物等と地域環境との調和を図るための施策を実施している。	屋外広告物許可件数 733件 （新規 127件 継続 606件） 掲出数 4,418枚	屋外広告物許可件数 865件 （新規 184件 継続 681件） 掲出数 5,062枚
	都市デザイン課	西宮市都市景観条例に基づく都市景観の形成	歴史的、建築的価値が高く、景観形成に寄与する建築物を景観形成建築物に指定し、保全するための助成を行っている。 また、一定規模以上の建築行為等の届出を義務付け、景観誘導を行い、合わせて、景観啓発活動も実施している。	助成件数 5件 届出件数 124件 啓発活動 セミナー等0回（新型コロナウイルスの影響による）	助成件数 3件 届出件数 109件 啓発活動 セミナー等1回（景観セミナー＆ワークショップ）
	総務課	歴史資料の収集・保存・活用	市の歴史を紐解く基礎資料である公文書や写真・映像などを収集し、整理・保存を行うとともに、この歴史資料を活用してレファレンス対応や閲覧、展示を実施している。	歴史に関するレファレンス等 227件 公文書等歴史資料の収集 762件 写真等資料の寄贈受け 5件	歴史に関するレファレンス等 471件 公文書等歴史資料の収集 687件 写真等資料の寄贈受け 7件
	自転車対策課	自転車駐車場整備事業	都市景観の保全のため、自転車駐車場の整備・保全をおこない、利用者の利便の増進を図る。	J R 甲子園口北第1自転車駐車場改修工事を行った。	J R 甲子園口北第2自転車駐車場改修工事等を行った。
	花と緑の課	松枯れ・ナラ枯れ対策の実施	松くい虫、ナラ枯れ被害の蔓延や、枯損木による倒木等の被害を防止するため、所有者による防除活動の支援や被害木の除去を行う。	松くい虫被害木の除去を行う者に対して補助金を交付した（2件、227,471円）。仁川緑地等における枯松の除去を実施した。	夙川河川敷緑地における松くい虫防除の薬剤注入や仁川緑地の枯松除去を実施した。
	建築調整課	建築協定の推進	建築協定は、地域の方々が主体となって、それぞれの地域にあった建築物の基準（敷地・構造・用途など）を設定し、お互いに守りあっていくことを約束する制度である。	令和4年度の認可件数：0区域 令和4年度の期間満了件数：1区域 令和4年度の建築協定区域数：12区域	令和5年度の認可件数：0区域 令和5年度の期間満了件数：1区域 令和5年度の建築協定区域数：11区域
	開発指導課	市街化調整区域の設定による自然景観の維持	新たな建築や宅地の造成を抑制する区域である市街化調整区域での建築行為や資材、車輛、廃棄物等の保管、仮置きなどの土地利用に対して、都市計画法や条例等に基づく制限を補完し、適正な指導・誘導を行っている。無秩序な開発を防止し、豊かな緑の保全及び周辺環境との調和に努めることを目的とする。	届出件数 5件	届出件数 3件

	担当課	事業名	事業概要	令和4年度	令和5年度
				実施状況	実施状況
	開発指導課	まちづくりに関する条例に基づく 開発事業者への指導	開発事業等におけるまちづくりに関する条例は、建物の着手前に必要な届出をさせ、公共施設等の整備を求めることにより、良好な住環境の形成及び保全並びに安全で快適な都市環境を備えた市街地の形成を図ることを目的とする。 その中で、緑化基準を定めることにより、民有地内の緑化を指導し、市街地の緑の創出を図る。	届出件数 92件	届出件数 83件
4.自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進					
	防災危機管理課	気象情報の提供	雨量情報システムを市民へ閲覧可能とすることにより、現在雨量等の情報提供を行い、災害時に備えて頂くことを目的としている。	雨量情報システム関連機器の保守・メンテナンスを実施した。	雨量情報システム関連機器の保守・メンテナンスを実施した。
	防災危機管理課	防災に関する啓発事業	阪神淡路大震災から20年以上が経過し、当時の震災体験や教訓の記憶が希薄になりつつあったなか、昨今の各種災害により、市民の防災に対する関心が大きくなっている。市民にあらためて「自分の命は自分で守る・共に助け合う」「自助・共助」の重要性・必要性を啓発する。	・防災啓発チラシ集を改定し、市ホームページにて公開。 ・地域からの依頼に基づいた出前講座、訓練を実施。 ・防災講演会を実施。	・小学校区防災訓練を実施。 ・地域からの依頼に基づいた出前講座、訓練を実施。 ・防災講演会を実施。
	水路治水課	予防保全型維持管理による適正管理	安心・安全な生活環境を維持するため、西宮市水路改修計画に基づき計画的に水路改築更新事業を実施することにより、市有水路の適正な予防保全型維持管理に努める。	・新堀川(日野工区) 事業延長300m 【令和4年度】 施工延長240m	・新堀川(日野工区) 事業延長300m 【令和5年度】 施工延長40m ・百間樋川 事業延長300m 【令和5年度】 施工延長100m
	下水計画課	公共施設における雨水貯留施設の 設置促進（オフサイト）	浸水対策事業として、大雨時に学校グラウンドや公園等の地下に貯留施設を設置し、近傍の下水管或いは水路が溢れる直前に引抜き、一時保留する。貯留した雨水は、降雨終了後に近傍の下水管或いは水路に放流する。 （オフサイト施設とは、河川、下水道、水路などによって雨水を集水した後でこれを貯留して雨水の流出を抑制するもの）	既施設の効果の検証と合流区域の大規模貯留管の整備を継続的に実施した。	既施設の効果の検証と合流区域の大規模貯留管の整備を継続的に実施した。
	下水計画課	公共施設における雨水貯留施設の 設置促進（オンサイト）	浸水対策事業として、大雨時に学校のグラウンドや公園の表面に数cm～10cm程度の雨水を貯留する。このことにより、学校や公園から一気に流出する雨水を一時的に抑制する。貯まった雨水は時間をかけてゆっくりと下水管或いは水路に自然に放流される。 （オンサイト施設とは、雨水の移動を最小限に抑え、雨の降った場所で貯留し流出を抑制するもの）	東山台小学校にてオンサイト貯留施設の整備が完了した。	生瀬小学校にてオンサイト貯留施設の整備が完了した。
	防災危機管理課	自主防災組織の支援	住民の隣保協同の精神に基づき、災害から「自分たちのまち」は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成された自主防災組織の活動の支援と協力を行う。	・自主防災組織の防災資機材更新 ・自主防災組織が実施する防災訓練への物品支給 ・地区防災計画の作成支援	・自主防災組織の防災資機材更新 ・自主防災組織が実施する防災訓練への物品支給 ・地区防災計画の作成支援

	担当課	事業名	事業概要	令和 4 年度	令和 5 年度
				実施状況	実施状況
	防災危機管理課	災害時における支援体制の整備	災害時における近隣自治体との相互支援体制や事業者からの受援体制を整備する。	新たに16件の事業所と災害時応援協定等を締結した。	新たに 8 件の事業所と災害時応援協定等を締結した。